

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【事業年度】 第96期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 森永乳業株式会社

【英訳名】 Morinaga Milk Industry Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮原 道夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番1号

【電話番号】 03(3798)0116

【事務連絡者氏名】 財務部経理グループ長 笠原 雄一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番1号

【電話番号】 03(3798)0116

【事務連絡者氏名】 財務部経理グループ長 笠原 雄一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	594,834	601,499	592,617	592,087	583,582
経常利益 (百万円)	8,232	14,959	21,960	22,355	23,174
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,164	10,576	13,202	15,781	14,017
包括利益 (百万円)	7,416	5,794	15,240	17,788	12,600
純資産額 (百万円)	125,286	129,370	142,846	159,102	169,167
総資産額 (百万円)	383,357	378,852	385,366	414,823	432,256
1株当たり純資産額 (円)	502.36	518.61	2,870.80	3,184.08	3,384.81
1株当たり当期純利益 (円)	16.86	42.80	267.02	319.01	283.35
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	16.81	42.67	266.27	318.27	282.70
自己資本比率 (%)	32.4	33.8	36.9	38.0	38.7
自己資本利益率 (%)	3.4	8.4	9.8	10.5	8.6
株価収益率 (倍)	27.0	14.1	15.5	13.6	13.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,543	28,223	37,350	25,110	18,506
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,642	22,234	21,233	16,921	38,817
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,887	10,449	15,243	5,774	14,112
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	11,105	6,203	7,077	9,838	3,384
従業員数 〔外、平均臨時雇用 者数〕 (名)	5,649 〔2,244〕	5,602 〔2,266〕	5,771 〔2,285〕	5,987 〔2,364〕	6,157 〔2,339〕

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 2017年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第94期の期首から当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第96期の期首から適用しており、第95期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月
売上高 (百万円)	444,371	453,865	444,311	440,554	430,363
経常利益 (百万円)	3,471	9,722	14,836	18,678	17,011
当期純利益 (百万円)	1,668	7,834	9,134	13,583	9,943
資本金 (百万円)	21,704	21,704	21,704	21,704	21,731
発行済株式総数 (株)	248,977,218	248,977,218	248,977,218	49,795,443	49,810,043
純資産額 (百万円)	83,270	88,556	98,092	110,389	117,165
総資産額 (百万円)	319,950	322,247	330,436	351,871	370,961
1株当たり純資産額 (円)	336.22	357.40	1,978.58	2,226.34	2,364.33
1株当たり配当額 (円)	7.00	7.00	9.00	50.00	55.00
(内 1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	6.75	31.71	184.74	274.57	200.98
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	6.73	31.61	184.22	273.93	200.52
自己資本比率 (%)	26.0	27.4	29.6	31.3	31.5
自己資本利益率 (%)	2.0	9.1	9.8	13.1	8.8
株価収益率 (倍)	67.6	19.0	22.4	15.8	18.7
配当性向 (%)	103.7	22.1	24.4	18.2	27.4
従業員数 〔外、平均臨時雇用 者数〕 (名)	3,078 〔633〕	3,023 〔557〕	3,035 〔533〕	3,144 〔538〕	3,247 〔550〕
株主総利回り (%)	139.5	185.8	255.7	270.8	239.5
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	515	625	995	958 (5,500)	4,945
最低株価 (円)	323	423	558	803 (4,110)	2,764

- (注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。
2 従業員数は、就業人員数を表示しております。
3 2017年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。
第94期の期首から当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在
株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
また、第91期の期末から当該株式併合が行われたと仮定し、株主総利回りを算定しております。
4 第95期の1株当たり配当額50.00円には、100周年記念配当5円を含んでおります。
5 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。
6 2017年10月1日付けで普通株式5株を1株の割合で株式併合を行っているため、第95期については当該株式併
合前の最高・最低株価を記載し、()内に当該株式併合後の最高・最低株価を記載しております。
7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第96期の期首
から適用しており、第95期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標
等となっております。

2 【沿革】

当社は、1917年乳製品の製造販売を主たる事業目的とする日本煉乳株式会社として設立されました。その後森永製菓株式会社との合併分離を經過して、1949年、現在の森永乳業株式会社が設立されました。

1967年10月、生産販売一体の実をあげるため森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け今日に至っておりますが、当社を含め企業集団に係る概要は次のとおりであります。

年月	概要
1917年9月	日本煉乳株式会社設立
1919年5月	小缶煉乳森永ミルクを発売
1920年7月	森永製菓株式会社と合併し、同社畜産部(後に煉乳部)となる
1921年11月	森永ドライミルク(育児用粉乳)を発売
1927年9月	森永製菓株式会社煉乳部を分離し、新たに森永煉乳株式会社設立
1929年12月	森永牛乳を発売
1933年9月	森永チーズを発売
1937年7月	森永ヨーグルトを発売
1941年5月	森永煉乳株式会社を森永乳業株式会社に改称
1942年10月	森永製菓株式会社と合併
1943年11月	森永製菓株式会社を森永食糧工業株式会社に改称
1947年6月	森永アイスクリームを発売
1949年4月	森永乳業株式会社設立
1954年9月	東京証券取引所に株式上場
1957年4月	東京工場を開設
1959年4月	阪神工場(現近畿工場)を開設
1961年4月	クリープ(粉末クリーム)を発売
1966年1月	名古屋市乳工場(現中京工場)を開設
1966年2月	東京多摩工場を開設
1967年10月	森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け
1970年2月	クラフト社(現クラフト・ハイツ・カンパニー社、モンデリーズ・インターナショナル社)と提携 エムケーチーズ株式会社(現連結子会社)を設立
1970年6月	大和工場および村山工場(現大和工場に統合)を開設
1971年12月	サンキストグローワーズ社と商標の使用契約を締結
1973年2月	利根工場を開設
1975年10月	別海工場を開設
1977年6月	森永ビヒダス(ビフィズス菌入り乳製品)を発売
1981年4月	ロングライフのハンディパック乳飲料(ピクニック)を発売
1984年9月	リプトン社(現ユニリーバ・ジャパン・ピバレッジ社)と商標の使用契約を締結
1985年5月	Morinaga Nutritional Foods, Inc.(米国)(現連結子会社)を設立
1989年10月	研究・情報センターを開設
1993年2月	マウントレーニア・カフェラッテ(カップ入り乳飲料)発売
1993年6月	低リンミルクL.P.Kが特定保健用食品の第1号として厚生省から許可を受ける
2003年4月	「ラクトフェリンの工業的な製造法の開発」文部科学大臣賞受賞
2005年3月	富士乳業株式会社(現富士森永乳業株式会社、現連結子会社)三島工場(新製造棟)稼働
2005年4月	全国の販売子会社9社を株式会社デイリーフーズ(現連結子会社)に吸収合併
2006年1月	神戸工場を開設
2007年12月	東北森永乳業株式会社(現連結子会社)設立
2008年6月	別海工場チーズ新棟稼働
2008年8月	沖縄森永乳業株式会社(現連結子会社)新工場(中頭郡西原町)稼働
2010年2月	北海道森永乳業販売株式会社(現森永乳業北海道株式会社、現連結子会社)設立
2013年5月	浦幌乳業株式会社(現十勝浦幌森永乳業株式会社、現連結子会社)新棟稼働
2015年12月	Morinaga Nutritional Foods (Asia Pacific) Pte.Ltd.(シンガポール)を設立
2016年1月	森永乳業九州株式会社(現連結子会社)設立
2016年10月	Milei GmbH(ドイツ)(現連結子会社)新棟稼働
2017年3月	パキスタンに同国2社と合併会社「NutriCo Morinaga(Private)Limited」を設立
2017年9月	森永乳業株式会社 創業100周年

- (注) 1. は製品および商品の流れを示しております。
2. *の会社は連結子会社、(持)の会社は持分法適用会社です。
3. 前連結会計年度まで非連結子会社であった㈱四国トランスポートは、2018年10月に㈱デイリーフーズと合併したため非連結子会社から除外しました
4. 熊本乳業株式会社は、2018年10月に熊本森永乳業株式会社に変更いたしました。
5. 浦幌乳業株式会社は、2018年10月に十勝浦幌森永乳業株式会社に変更いたしました。
6. 富士乳業株式会社は、2018年10月に富士森永乳業株式会社に変更いたしました。
7. 東洋乳業株式会社は、2019年2月に広島森永乳業株式会社に変更いたしました。
8. 前連結会計年度まで非連結子会社であったモベールS.A.は2019年3月に清算終了したため非連結子会社から除外しました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱デリーフーズ (注) 2, 5	東京都港区	497	食品	100.0	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員3名、従業員7名がその役員を兼務しております。
東北森永乳業㈱	宮城県仙台市宮城野区	470	食品	100.0 (12.0)	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員2名、従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱フリジポート (注) 6	東京都千代田区	310	食品	100.0	乳製品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員8名がその役員を兼務しております。
広島森永乳業㈱	広島県広島市安佐北区	215	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
エムケーチーズ㈱	神奈川県綾瀬市	200	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員2名、従業員6名がその役員を兼務しております。
㈱クリニコ	東京都目黒区	200	食品	100.0	栄養食品等の販売会社であり、当社役員3名、従業員9名がその役員を兼務しております。
㈱東京デリー	東京都江東区	121	食品	100.0	チーズ等の販売会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
㈱リザンコーポレーション	東京都目黒区	100	その他	100.0	不動産の賃貸、営業用車輛等のリース会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
森永北陸乳業㈱	福井県福井市	90	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱トーワテクノ	広島県広島市安芸区	90	その他	100.0	食品機械装置の製造・販売会社であり、当社役員2名、従業員5名がその役員を兼務しております。
㈱森乳サンワールド	東京都港区	61	その他	100.0	飼料等の販売会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
㈱シェフォーレ	千葉県八千代市	60	食品	100.0	手作りデザートの製造会社であり、当社従業員8名がその役員を兼務しております。
森永酪農販売㈱	東京都港区	42	その他	100.0	飼料等の販売を行う会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
東洋酪乳㈱	愛知県名古屋市長区	30	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員4名がその役員を兼務しております。
森永乳業北海道㈱	北海道札幌市中央区	30	食品	100.0 (49.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員5名がその役員を兼務しております。
森永乳業九州㈱	福岡県福岡市博多区	30	食品	100.0 (20.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員3名、従業員7名がその役員を兼務しております。
㈱ナポリアアイスクリーム	東京都港区	20	食品	100.0	アイスクリーム類の製造・販売会社であり、当社従業員4名がその役員を兼務しております。
十勝浦幌森永乳業㈱	北海道十勝郡浦幌町	20	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員9名がその役員を兼務しております。
ミライ GmbH (注) 2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 90	食品	100.0	MILEI Plus GmbH、MILEI Protein GmbH & Co. KGに出資している原料乳製品の販売会社であり、当社役員2名、従業員1名がその役員を兼務しております。
MILEI Plus GmbH (注) 2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 0	食品	100.0 (100.0)	MILEI Protein GmbH & Co. KGを傘下に持つ持株会社であります。
MILEI Protein GmbH & Co. KG (注) 2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 0	食品	100.0 (100.0)	原料乳製品の製造会社であります。
森永ニュートリショナルフーズ Inc. (注) 2	米国カリフォルニア州 トーランス市	百万ドル 31	食品	100.0	豆腐他大豆加工食品等の販売会社であり、当社役員1名、従業員2名がその役員を兼務しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) パシフィック・ニュートリ ショナルフーズInc. (注)2	米国オレゴン州 テュアラティン市	百万ドル 21	食品	100.0 (100.0)	豆腐他大豆加工食品の製造会社で あり、当社従業員4名がその役員 を兼務しております。
日本製乳(株)	山形県東置賜郡高島町	140	食品	99.2	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員1名、従業員6名がその 役員を兼務しております。
富士森永乳業(株)	静岡県駿東郡長泉町	50	食品	98.9	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員2名、従業員8名がその 役員を兼務しております。
沖縄森永乳業(株)	沖縄県中頭郡西原町	305	食品	97.3	市乳製品等の製造・販売会社であ り、当社役員2名、従業員5名が その役員を兼務しております。
熊本森永乳業(株)	熊本県熊本市東区	50	食品	97.1	当社仕入商品の製造会社であり、 当社従業員5名がその役員を兼務 しております。
横浜乳業(株)	神奈川県綾瀬市	60	食品	96.5 (11.7)	当社仕入商品の製造会社であり、 当社役員2名、従業員3名がその 役員を兼務しております。
森永エンジニアリング(株)	東京都港区	200	その他	90.0	プラントの設計、施工及び機器の 販売会社であり、当社役員1名、 従業員7名がその役員を兼務して おります。
北海道保証牛乳(株)	北海道小樽市	97	食品	87.2	当社仕入商品の製造会社であり、 当社従業員10名がその役員を兼務 しております。
(株)サンフコ (注)3	東京都千代田区	50	食品	45.0	乳製品等の販売会社であり、当社 従業員4名がその役員を兼務して おります。
エム・エム・プロパティ・ ファンディング(株) (注)3	東京都港区	10	その他		提出会社は、同社との契約に基づ き匿名組合に対して出資しており ます。
(持分法適用関連会社) 南京森旺乳業有限公司	南京空港樞紐経済区蒼 穹路1号	百万円 400	食品	20.0	ヨーグルト、プリン等の製造・販売 会社であり、当社従業員2名がそ の役員を兼務しております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配していると認められるため子会社としたものであります。

4 上記の会社はすべて有価証券届出書又は有価証券報告書の提出はしてありません。

5 (株)デイリーフーズの売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高に占める割合は10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	75,700百万円
	(2) 経常利益	83百万円
	(3) 当期純利益	65百万円
	(4) 純資産額	9,571百万円
	(5) 総資産額	23,483百万円

6 (株)フリジポートの売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高に占める割合は10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	59,089百万円
	(2) 経常利益	1,506百万円
	(3) 当期純利益	1,035百万円
	(4) 純資産額	6,657百万円
	(5) 総資産額	12,628百万円

7 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2019年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
食品	5,670 [2,282]
その他	321 [46]
全社(共通)	166 [11]
合計	6,157 [2,339]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(2019年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,247 [550]	38.3	14.2	7,398,448

セグメントの名称	従業員数(名)
食品	3,081 [539]
その他	- [-]
全社(共通)	166 [11]
合計	3,247 [550]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当グループには、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟している全森永労働組合等が組織されており、グループ内の組合員数は3,887人であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はございません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものであります。

1. 経営の基本方針

当社グループは2017年9月に創業100周年を迎えるにあたり、新たなコーポレートミッションを策定しました。

コーポレートスローガン 「かがやく“笑顔”のために」
経営理念 「乳で培った技術を活かし
私たちならではの商品をお届けすることで
健康で幸せな生活に貢献し豊かな社会をつくる」

新しい100年に向けて、当社グループは、笑顔あふれる豊かな社会の実現のため、私たちならではの価値を高め、その価値をお届けし続けることによって、より一層社会に貢献してまいります。

2. 中長期的な会社の経営戦略、経営環境および対処すべき課題等

これまで当社グループでは2015年に発表した中期経営計画に掲げた経営課題への取り組みを実施し、経営基盤の強化を進めてまいりました。

お客さまのニーズに応える商品の提供とその価値訴求に努める一方で、低採算商品の見直し等によるプロダクトミックスの改善、ローコストオペレーションの推進など、合理化・効率化を推進してまいりました。その結果、当中期経営計画策定時に設定いたしました、2020年3月期の連結数値目標であります売上高6,400億円、営業利益225億円につきましては、売上高は事業合理化の取り組みなどもあり未達となりましたが、営業利益は最終年度の1年前にあたる当期におきまして、概ね目標水準に近づくことができました。

数値目標と各取り組みに一定の成果を上げることができたこと、またこの間、食品業界、酪農乳業界を取り巻く外部環境も大きく変化してきました。そこで、当初5年間で策定した計画を見直し、当社グループが更なる持続的成長を実現するための成長戦略として改めて検討し、新たに2020年3月期より3年間の中期経営計画をスタートすることといたしました。

この新たな3年間の中期経営計画策定に先立ち、10年先を見据えた「森永乳業グループ10年ビジョン」を制定いたしました。当ビジョンでは、「『食のおいしさ・楽しさ』と『健康・栄養』を両立した企業へ」「世界で独自の存在感を発揮できるグローバル企業へ」「サステナブルな社会の実現に貢献し続ける企業へ」を10年後の当社グループのありたい姿と定め、「営業利益率7%以上」「ROE10%以上」「海外売上高比率15%以上」を2029年3月期の数値目標に設定いたしました。

この考えのもと、2022年3月期までの3年間を確固たる事業基盤づくりの期間と位置付け、「4本の事業の柱横断取り組み強化による持続的成長」「経営理念実現に向けたESGを重視した経営の実践」「企業活動の根幹を支える経営基盤の更なる強化」の3つを基本方針に定め、売上高6,300億円、営業利益300億円の数値目標にも取り組んでまいります。

基本方針の1つ目であり「4本の事業の柱横断取り組み強化による持続的成長」におきましては、前中期経営計画より事業ポートフォリオを4本の柱とし、BtoC事業、ウェルネス事業、BtoB事業、海外事業の4つの事業ごとに取り組みを進めてまいりました。今後におきましては、「基幹ブランドの更なる強化」「ビフィズス菌・独自シーズの展開加速」「海外事業の育成」「次世代ヘルスケア事業の基盤構築」を最重点テーマとし、当社グループの強みであります、素材および技術開発力を基礎とする健康栄養機能性分野における4本の事業の柱の事業横断での取り組み等を強化してまいります。

基本方針の2つ目であり「経営理念実現に向けたESGを重視した経営の実践」におきましては、次の100年に向けて、サステナブルな社会をつくるため、そして人々の健康に貢献する企業であり続けるための指針として、昨年7つの重要取組課題を策定いたしました。「健康・栄養」「環境」「人権」「供給」「次世代育成」「人財育成」「コーポレートガバナンス」の7つの課題ごとそれぞれに目標とする指標(KPI)を設定し、取り組んでまいります。

基本方針の3つ目であり「企業活動の根幹を支える経営基盤の更なる強化」におきましては、ローコストオペレーションの推進の取り組み方針のもと、既に発表しておりますとおり、グループ全体の生産拠点再編の一環として、利根工場に新棟を建設し、神戸工場の製造ラインを増設する一方で、2020年3月に近畿工場、2021年3月に東京工場の生産を中止することで、より効率的な生産体制を構築してまいります。さらに、2019年12月には、当社グループが所有する不動産の信託受益権の一部を譲渡し、より一層の資産の効率化と価値の最大化を図ります。加

えて、事業の効率化にとどまらず、コーポレートブランドの強化、人財育成、研究開発を通じた社会への貢献などにも力を入れてまいります。

また、お客さまに安全、安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

以上のビジョン・方針のもとで、次期（2020年3月期）を新たなステージに向かうための重要なスタートの1年と位置付け、最高益の更新を目指してまいります。

当社グループは今後も、笑顔あふれる豊かな社会の実現のため、私たちならではの価値を高め、その価値をお届けし続けることによって、より一層社会に貢献してまいります。

3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、乳で培った技術を活かした商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第93期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。

なお、本プランは当事業年度末時点のものを記載しています。本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の当社第96期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の終結の時までとされておりましたが、当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、本プランを継続せず、その有効期間が満了する本総会の終結の時をもって廃止することを決議しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等(以下に定義されます。)との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案(以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えた

ものと考えております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態などに影響をおよぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものであります。

(1) 酪農乳業界について

- ・当社グループが生産する牛乳・乳製品には、国内農業の保護を目的とした関税制度が設けられておりますが、WTO、TPP、EPA、FTA農業交渉の結果いかにによって関税制度に大幅な変更があれば、当社グループの業績および財政状態に大きく影響する可能性があります。
- ・当社グループが生産する乳製品の原料である生乳の生産者に対しては長らく「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づく補給金が支払われ、2018年からは「改正畜産経営安定法」に基づく新たな加工原料乳生産者補給金制度となりました。将来において同法律が大幅に変更もしくは廃止され、補給金の水準が変化する場合は、当社グループの原料購入価格が影響を受ける可能性があります。

(2) 食品の安全について

当社グループの製品製造にあたっては、法律よりも厳しい独自の品質管理基準を適用し、食品の安全性や品質の確保に万全を期しておりますが、大規模な回収や製造物責任賠償につながるような不測の製品事故などの発生は、当社グループの業績および財政状態に重大な影響をおよぼす可能性があります。

(3) 相場・為替レートの影響について

当社グループは、一部の原材料および商品を海外から調達していることから、これらの相場や為替レートの変動により購入価格に影響を受けます。相場の高騰および為替レートの円安の進行は、原価の上昇要因となり、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(4) 天候不順について

当社グループのアイスクリーム部門・市乳部門の売上は、天候の影響を受ける可能性があります。特に、冷夏の場合はこれらの部門の売上が減少し、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(5) 天災について

地震などの大規模な自然災害の影響で生産・物流施設等が損害を被ることにより生産が停滞し、復旧のための費用が発生することにより、業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティについて

当社グループでは、グループ各社が保有する個人情報の保護・管理ならびに情報システムへの不正アクセス防止のための情報セキュリティ対応策を策定し、取り組んでおります。しかしながら、不測の事態により情報の流出等が発生した場合には、社会的信用の低下などによって、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、主として期末日現在などの判断に基づき金額を見積った項目があります。

特に以下の項目に関する見積額は、実際の結果と異なる可能性があります。

貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、今後の個別の業況などによっては、追加引当もしくは取崩しが必要となる可能性があります。

退職給付費用および債務

退職給付費用および退職給付債務は、割引率など数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券の減損

投資有価証券については、その価値の下落が一時的ではなく回復可能性が無いと認められる場合に減損処理を実施しておりますが、今後の市況や投資先の業況などにより、さらに減損処理が必要となる可能性や価格が回復する可能性があります。

(2) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前年比1.4%減の5,835億8千2百万円となりました。当社(提出会社)の売上高は、前年比2.3%減の4,303億6千3百万円であり、その概況は以下の通りです。

市乳

牛乳類は、主力ブランド「森永のおいしい牛乳」シリーズが堅調に推移しましたが、採算改善に向けた商品数削減などにより、前年の売上を下回りました。

乳飲料等は、「リプトン ミルクティー」等が前年を上回りましたが、「マウントレーニア カフェラッテ」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

ヨーグルトは、「ビヒダスヨーグルト」等が前年を上回り全体でも前年の売上を上回りました。

これらにより、市乳の売上高は1,898億4千2百万円（前年比3.2%減）となりました。

乳製品

粉乳は、大人向け粉ミルク「ミルク生活」が前年を上回りましたが、「森永はぐくみ」や「森永チルミル」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

バターは、家庭用、業務用ともに前年の売上を上回りました。

チーズは、クラフトブランドの「パルメザンチーズ」「フレッシュモッツァレラ」等が前年を上回りましたが、「スライスチーズ」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

これらにより、乳製品の売上高は968億8千3百万円（前年比0.2%減）となりました。

アイスクリーム

アイスクリームは、「PARM（パルム）」「ピノ」「MOW（モウ）」等主力ブランドが取引制度変更の影響もあり、前年の売上を下回りました。

これにより、アイスクリームの売上高は519億7千9百万円（前年比6.7%減）となりました。

その他

「ビフィズス菌」「シールド乳酸菌」などの機能性素材の販売拡大や育児用食品などの伸びが寄与し、前年の売上を上回りました。

これらにより、その他の売上高は916億5千7百万円（前年比0.1%増）となりました。

当連結会計年度の損益面では、営業利益は前年比3.0%増の223億3千1百万円、経常利益は前年比3.7%増の231億7千4百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年比11.2%減の140億1千7百万円となりました。

セグメントの状況(セグメント間取引消去前)は、次のとおりです。

食品事業(市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など)

当期の売上高は、5,639億1千8百万円(前年比1.3%減)となり、また、営業利益は304億8千6百万円(前年比4.0%増)となりました。

その他の事業(飼料、プラント設備の設計施工など)

当期の売上高は、302億5千4百万円(前年比1.5%増)となり、また、営業利益は26億7千5百万円(前年比1.6%減)となりました。

なお、提出会社の管理部門にかかる費用など事業セグメントに配賦していない全社費用が92億9千3百万円あります。

当連結会計年度のわが国の経済は雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかに回復しているものの、通商問題の影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等により、不透明感も残る状況となりました。

食品業界におきましては、健康志向の高まりによる機能性食品のニーズは引き続き高い一方で、嗜好の多様性や商品ライフサイクルの短縮化、原材料等のコスト上昇等、厳しい環境が続きました。

酪農乳業界におきましては、チーズやアイスクリーム等の乳製品の消費は堅調に推移する一方で、国内生乳生産量の減少という大きな課題があるなか、昨年4月より改正畜産経営安定法が施行されるなど、酪農乳業を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような環境のもとで、当社グループは、中期経営計画の4年目となる当期も経営課題への取り組みを引き続き実施して、経営基盤の強化を進めてまいりました。お客さまのニーズに応える商品の提供とその価値訴求に努め、健康に貢献する機能性素材の積極的な販売促進活動や海外事業の拡大も進めてまいりました。一方で、低採算商品の見直し等によるプロダクトミックスの改善、ローコストオペレーションの推進など、合理化・効率化を推進いたしました。また、環境変化により迅速に対応できるよう、社内組織の変更を実施いたしました。

その結果、2020年3月期の連結数値目標であります売上高6,400億円、営業利益225億円につきましては、売上高は事業合理化の取り組みなどもあり未達となりましたが、営業利益は最終年度の1年前にあたる当期におきまして、概ね目標水準に近づくことができました。

生産、受注及び販売の状況は次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
食品事業	393,840	2.1
その他の事業	4,419	+17.7
合計	398,259	1.9

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
食品事業	-	-	-	-
その他の事業	11,952	+24.8	5,044	+33.7
合計	11,952	+24.8	5,044	+33.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
食品事業	563,918	1.3
その他の事業	30,254	+1.5
セグメント間の内部売上高または振替高	10,590	-
合計	583,582	1.4

(注) 1 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
㈱セブン イレブン・ジャ パン	65,521	11.1	64,070	11.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)財政状態

当連結会計年度末の資産の部は、設備投資による有形固定資産の増加などにより、合計では前連結会計年度末に比べ、174億3千3百万円増の4,322億5千6百万円となりました。

負債の部は、「社債」が増加したことなどにより、合計では前連結会計年度末に比べ、73億6千8百万円増の2,630億8千8百万円となりました。

純資産の部は、「利益剰余金」の増加により、合計では前連結会計年度末に比べ、100億6千4百万円増の1,691億6千7百万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の38.0%から38.7%に、1株当たり純資産額は前連結会計年度末の3,184.08円から3,384.81円になりました。

当社は中期経営計画の基本方針の1つである「資産効率の改善および合理化の推進」の一環として、最適な生産体制の構築を進めており、その過程において適正な資産・負債管理を行っております。2020年3月期からの新たな中期経営計画の下でも、基本方針の1つである「企業活動の根幹を支える経営基盤の更なる強化」に則して、設備投資や資産効率の改善に取り組んでまいります。

(4)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ66億4百万円減の185億6百万円の収入となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益202億3千万円、減価償却費178億9千2百万円がキャッシュ・フローの収入となり、たな卸資産の増加額50億7千5百万円、法人税等の支払額88億2千2百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ218億9千5百万円支出増の388億1千7百万円の支出となりました。主な要因は、固定資産の取得により392億4千7百万円の支出があったことによります。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ285億円減の203億1千1百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ198億8千6百万円支出減の141億1千2百万円の収入となりました。主な要因は、社債の発行で99億4千1百万円の収入、コマーシャル・ペーパーの増加で50億円の入りがあったことによります。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ64億5千4百万円減の33億8千4百万円となりました。

当社は中期経営計画の基本方針の1つである「資産効率の改善および合理化の推進」の一環として、最適な生産体制の構築を進めており、必要な資金調達を自己資金の他、借入、社債の発行、その他状況に応じた方法により実施いたしました。

2020年3月期からの新たな中期経営計画の下でも、基本方針の1つである「企業活動の根幹を支える経営基盤の更なる強化」に則して、必要な資金調達を継続して実施いたします。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりです。

	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
自己資本比率(%)	32.4	33.8	36.9	38.0	38.7
時価ベースの自己資本比率(%)	29.4	39.3	53.0	51.6	43.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(倍)	14.2	4.0	2.7	4.0	6.4
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	7.7	28.1	39.0	30.1	24.5

自己資本比率：(純資産 - 新株予約権 - 非支配株主持分) / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数により算出しております。

営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係る指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、以下の財務政策のとおりです。

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社(提出会社)は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関14行と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(提出会社)

当社が技術援助等を受けている契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
サンキストグローブズ社	米国	清涼飲料水等	サンキスト商標の使用権の設定	1988年4月8日から 1997年3月31日まで 以後5年ごとの自動更新 2017年4月1日以後 3年ごとの自動更新
KRAFT FOODS GROUP, INC. (注) 2	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	2012年10月1日から 2019年3月31日まで
MONDELEZ INTERNATIONAL, INC. (注) 3	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	2012年10月1日から 2019年3月31日まで
ユニリーバ・ジャパン・ピバレッジ株式会社	日本	紅茶飲料等	リプトン商標の使用権の設定	2017年5月1日から 2020年4月30日まで 以後2年ごとの自動更新

(注) 1 上記についてはロイヤリティとして、売上高の一定率を支払っております。

2 2019年3月31日をもって従来の契約を終了し、引き続き下記内容での契約を締結しております。
契約先が変更となっておりますが、主な契約内容に変更はありません。

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
KRAFT FOODS GROUP BRANDS LLC	米国	チーズ等	技術提携	2019年4月1日から 2024年3月31日まで
HEINZ JAPAN LTD.	日本	チーズ等	輸入販売	2019年4月1日から 2024年3月31日まで

3 2019年3月31日をもって従来の契約を終了し、引き続き下記内容での契約を締結しております。
契約先が変更となっておりますが、主な契約内容に変更はありません。

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
INTERCONTINENTAL GREAT BRANDS LLC	米国	チーズ等	技術提携	2019年4月1日から 2024年3月31日まで
Mondelez International AMEA Pte Ltd	シンガポール	チーズ等	輸入販売	2019年4月1日から 2024年3月31日まで

5 【研究開発活動】

(1)研究方針

当社グループの研究開発のメインテーマは、乳の優れた力を探り、最大限に活用することです。その価値を、「おいしさ」「栄養」「健康」「安全・安心」の面から追求し、人々の健康と豊かな生活に貢献するさまざまな商品に活かしています。夢のある新たな商品作りと将来に向けた技術革新をミッションとして、研究開発に取り組んでいます。

当社グループの研究開発体制は、以下のとおりです。

研究本部

研究企画部 : 各研究所の研究計画の統括等
 食品開発研究所 : 乳飲料、デザート、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの研究開発
 健康栄養科学研究所 : プレママ・乳幼児から高齢者にむけた栄養食品の研究開発
 素材応用研究所 : 機能性素材・乳素材の研究開発
 基礎研究所 : 腸内フローラ・新素材等の基礎研究
 フードソリューション研究所 : 商品の評価、用途・レシピ開発

生産本部エンジニアリング部

装置開発センター : 製造プロセスや機器類の開発・改良

食品開発研究所

独自の技術を結集し、つねにお客さまの期待に応えられる商品開発を目指しています。

健康栄養科学研究所

人々の健康に貢献する栄養を科学し、赤ちゃんからシニアまでのさまざまな分野での健康栄養科学食品を提供していきます。

素材応用研究所

「おいしさ」や「健康」の価値を高めるさまざまな素材の幅広い応用可能性を追求し、新たな価値をもった商品につながる技術を開拓していきます。

基礎研究所

健康、医療、環境など、食が果たすべき社会の課題に挑戦し、将来の礎を築くイノベーションを推進していきます。

フードソリューション研究所

お客さまの視点で商品を使い、レシピ開発や商品評価を行い、商品の活用方法をお客さまに発信・提案していきます。

装置開発センター

商品の生産に必要な新しい技術や生産装置を開発しています。

(2)研究開発費

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は4,648百万円であり、セグメント別には以下のとおりです。

食品	4,630百万円
その他	17 "
計	4,648 "

(3)主な研究開発活動

飲料では、気分、シーンあるいは季節に合った嗜好性を重視した商品と、健康志向の高まりに応えるべく健康機能にも配慮した商品を開発・発売しました。

「マウントレーニア カフェラッテ」シリーズ コーヒーの嗜好性を重視した「ベリーハッピークリーミーラテ」「リッチカフェモカ」「カフェラッテ キャラメルナッツ」「ディープエスプレッソ」「デカフェ」等

「ルイボス茶」 ノンカフェイン・ノンカロリー・無香料の健康飲料

「GABA & BALANCE」 カカオ70%のチョコレートを使用した本格的な味わいの乳飲料に、ストレスをケアする成分と言われているGABA、及び1食分のカルシウム、鉄分、マルチビタミン(A、D)を配合

「ミルク & フルーツPLUS+」シリーズ 多くの世代で不足しがちな栄養素であるビタミン(A、B1、C)、ミ

ネラル(カルシウム、鉄分、亜鉛)、食物繊維の1日不足分を配合。さらに「ストロベリーミックス」にはストレスをケアする成分と言われているGABAを、「フルーツミックス」にはリカバリーが期待できるクエン酸を配合

「豆乳とミルク バナナミックス」 健康志向の高まりから、豆乳をもっとおいしく飲みたいというお客さまのニーズにお応えした商品で、豆乳由来の「イソフラボン」とミルク由来の「カルシウム」も摂取できるバナナミックス味飲料

デザートでは、嗜好性を重視した商品に加え、健康を考慮して、カロリーを抑えつつ美味しさと満足感が得られるプリンや野菜嫌いなお子さまでも野菜を摂取できるようなゼリーを開発・発売しました。

「きみとろりプリン」シリーズ 卵の美味しさをつめこんだ究極のとろ～り食感のプリン

「タニタ食堂®監修のデザート」シリーズ カロリーを抑えつつ美味しさと満足感が得られる「いちごプリン」「ほうじ茶プリン」「パンナコッタ風プリンベリー&グレープソース」

「森永ジュレ」シリーズ ストロ―付パウチ容器を使用したお子さま向けゼリー飲料の「果実とミネラルのうるジュレORANGE」

「&フルーツベジタブル 果実と野菜のスムージーゼリー」 野菜ソムリエ協会監修による果汁+野菜100%

ヨーグルトでは、ビフィズス菌等の当社独自の素材や技術を活かし、おいしさと健康・栄養を兼ね備えた商品を開発・発売しました。

「トリプルヨーグルト」(個食タイプ、ドリンクタイプ) 機能性表示食品、1つの商品で血圧、血糖値、中性脂肪の3つの機能性を表示した商品は、ヨーグルト業界では初となります。

「ビヒダス ヨーグルト」シリーズ ビフィズス菌BB536に加えてミルクオリゴ糖も配合した「ビヒダスヨーグルト ビフィズス菌のちから」(個食タイプ、ドリンクタイプ)

「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ」シリーズ 「ストロベリーソース入」及び「カシスソース付」

「森永アロエヨーグルト」シリーズ フルーツの果肉(黄桃果肉)を使用した「森永アロエ&ヨーグルト 2種の食感やわらか黄桃」

「ピースリー®スマートヨーグルト」 ビフィズス菌 B-3 とミルクカルシウムを牛乳の約2倍を配合したヨーグルト

「1日分の鉄分ヨーグルトベリー&ブルー」 女性に不足しがちな鉄分を、手軽に美味しく補給できるハンディタイプヨーグルト

「ざく盛りフルーツヨーグルト」 5種類の果肉と5種類の果汁、計10種類のフルーツを入れ、ナタデココを加えコリコリとした食感が楽しめるヨーグルト

アイスクリームでは、高級感、贅沢感、新食感、濃厚な風味、満足感といった嗜好性に拘った商品を開発・発売し、お客さまの支持を得ています。

「蜜と雪」シリーズ 「抹茶」「いちご」「レアチーズ」「エスプレッソラテ」

「MOW(モウ)」シリーズ 「エチオピアモカコーヒー」「リッチヨーグルト味」

「PARM(パルム)」シリーズ 「ストロベリー」「キャラメル・バナナヌショコラ」

「チェリオ」シリーズ 「カロリーモンスターチェリオ トリプルチーズ」

チーズでは、サラダにぴったりのひとくちタイプのフレッシュモッツァレラ「クラフトひとくちフレッシュモッツァレラ」を発売しました。

ヘルスケア・健康食品(医療食を含む)では、「ミルク生活」シリーズをご愛用していただいているお客さまから特にご要望が多かったスティックタイプの「ミルク生活スティック10本」と「ミルク生活プラス スティック10本」を発売し、お客さまの利便性に応えました。

医療食分野では、3種の食物繊維とシールド乳酸菌®を配合した「MA-ラクフィア」シリーズの0.6kcal/ml、0.8kcal/mlに加えて、新たに1.0kcal/mlの「MA-ラクフィア1.0」(アセプティックパックと紙容器入り)を開発・発売しました(クリニコ社より販売)。

海外事業では、「シールド乳酸菌®(*Lactobacillus paracasei* MCC1849株)」が米国でGRAS認証を取得しました。GRASは国際的に広く認知されている米国の食品安全に関する認証制度で、米国の制度において「シールド乳

酸菌®」の安全性が評価されたことで、米国での販売が可能となりました。

学術・研究においては、以下の成果が得られました。

これまで、ビフィズス菌は赤ちゃんが産まれる際、母親の産道を通して受け継がれること（母子伝播）で腸内に定着することが通説となっておりましたが、アイルランドのコーク大学との共同研究から、ビフィズス菌をはじめとする腸内細菌の家族間伝播は、入浴習慣が家族間で腸内フローラの伝播に関与している可能性があることを見出しました。この研究成果は、オンライン科学雑誌『Scientific Reports』（2019年3月13日付）に掲載されました。

米国・ミシガン大学との共同研究から、ラクトフェリンがヒトノロウイルスのヒト細胞への感染を抑制することを世界で初めて観察しました。この研究成果は、2019年開催の第14回国際ラクトフェリン会議（於ペルー）にて、ミシガン大学のChristiane Wobus（クリスティアーネ・ウォバス）准教授が発表する予定です。

株式会社DeNAライフサイエンス（東京都渋谷区、代表取締役社長：瀬川 翔）との共同研究において、日本人にビフィズス菌が多い理由として、乳糖分解酵素の遺伝子型が関与している可能性を確認しました。この研究成果は、オンライン科学雑誌『PLOS ONE』（2018年10月19日付）に掲載されました。

以下の研究開発の成果が表彰されました。

「クラフト 無垢 大人の熟成チェダー味」と「クラフト 無垢 大人の熟成ゴーダ味」が、昨年に引き続き「iTQi（国際味覚審査機構）2018」で「優秀味覚賞“三ツ星”」と「優秀味覚賞“二ツ星”」を受賞しました。

「長期保存可能な豆腐の開発及びおからの飼料化」が、一般社団法人日本有機資源協会主催「第5回食品産業もったいない大賞」（協賛：農林水産省、後援：環境省・消費者庁）で「審査委員会委員長賞」を受賞しました。

「アロエステロール」の研究開発の成果である、「アロエベラ由来植物ステロールの新規保健機能研究と機能性食品への応用」が、日本栄養・食糧学会から、「平成30年度技術賞」を受賞しました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)では、当連結会計年度は、主として生産設備の新設、更新および合理化と販売体制の強化を目的として総額393億円(有形固定資産)の設備投資を実施いたしました。セグメント別の内訳は次のとおりであります。

食品事業	38,584百万円
その他事業	312 "
計	38,897 "
消去又は全社	476 "
合計	39,373 "

このうち提出会社(当社)では、総額341億円(消去前)(有形固定資産)の設備投資を実施しております。

内容といたしましては、食品事業を主としており、主に次のとおりであります。

利根工場	新棟建設他
神戸工場	市乳・ヨーグルト設備増強他
東京多摩工場	市乳・乳製品設備増強他
支社・支店	販売および物流設備増強他

食品事業における、連結子会社の設備投資としては、主に次のとおりであります。

ミライGmbH	乳原料設備増強他
㈱フリジポート	食品設備増強他
沖縄森永乳業㈱	市乳設備増強他

その他事業においては、エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱における賃貸不動産の改修工事などを実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(2019年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
生産設備									
東京多摩工場 (東京都 東大和市)	食品事業	市乳・飲料・デ ザート製造設備	5,281	8,930	14,018 (107,920)	130	191	28,552	247 〔3〕
神戸工場 (兵庫県 神戸市灘区)	食品事業	乳飲料・ヨーグ ルト・流動食製 造設備	11,163	9,903	1,437 (16,424)	122	10	22,638	193 〔6〕
利根工場 (茨城県常総市)	食品事業	デザート製造設 備	4,171	5,778	1,637 (226,435)	82	47	11,718	227 〔47〕
中京工場 (愛知県江南市)	食品事業	市乳・飲料・ア イスクリーム製 造設備	2,767	4,323	1,579 (71,179)	49	87	8,807	176 〔134〕
別海工場 (北海道野付郡 別海町)	食品事業	乳製品製造設備	3,601	4,349	34 (111,752)	38	30	8,054	135 〔27〕
大和工場 (東京都 東大和市)	食品事業	乳製品・乳加工 品製造設備	3,408	2,750	627 (40,173)	41	-	6,828	111 〔38〕
近畿工場 (兵庫県西宮市)	食品事業	飲料・乳製品製 造設備	1,181	1,101	3,450 (51,979)	67	6	5,807	108 〔12〕
その他生産設備 6工場 北海道地区1 東北地区2 関東地区1 甲信越、東海地 区2	食品事業 その他事 業	市乳・飲料・デ ザート・乳製 品・アイスク リーム・乳加工 品製造設備	5,366	7,541	1,052 (296,164)	237	84	14,282	409 〔113〕
その他の設備									
本社・その他 (東京都港区、 目黒区、神奈川 県座間市・他)	食品事業 その他事 業	研究所建物・そ の他土地	4,405	188	10,083 (1,000,218)	775	88	15,541	865 〔62〕
支社・支店・セ ンター 首都圏支社 (東京都港区) 他全国3支社・ 支店 (東北支店、中 部支社、西日本 支社)・関東お よび関西地区6 センター	食品事業	販売・物流機器 ほか	1,599	212	4,281 (94,988)	1,221	607	7,924	776 〔108〕
合計			42,947	45,081	38,204 (2,017,236)	2,766	1,155	130,155	3,247 〔550〕

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 神戸工場は神戸市より土地138,375㎡を賃借しております。

3 その他の設備の「本社・その他」および「支社・支店・センター」に記載している土地の主なものは、次のとおりであります。

区分	面積(m ²)	金額(百万円)	区分	面積(m ²)	金額(百万円)
「本社・その他」			「支社・支店・センター」		
栃木県那須郡那須町	638,419	138	首都圏支社 (千葉県船橋市他)	37,830	1,738
北海道恵庭市	55,598	9	西日本支社 (岡山県岡山市他)	35,936	866
宮城県仙台市 宮城野区	39,358	1,372	中部支社 (愛知県江南市他)	17,563	1,320
宮崎県宮崎市	38,626	737			
徳島県名西郡石井町	32,439	614			

4 上記の他、一部建物等について連結会社以外の者から賃借しております。(14千㎡、419百万円/年)

5 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (各生産工場)	食品事業	市乳・飲料製造設備他	主として5年	83
その他の設備 (各事業所)	食品事業	大型コンピュータ 中小型コンピュータおよび パーソナルコンピュータ	4～5年	115

6 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

7 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

(2019年3月31日現在)

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産		合計
エム・エム・プロ パティ・ファン ディング(株) (賃貸ビル) (東京都港区)	その他事業	賃貸ビル	4,508	15	20,009 (6,137)	43	-	24,576	- [-]
富士森永乳業(株) 本社工場 (静岡県駿東郡 長泉町)	食品事業	アイスク リーム製造 設備	1,459	2,523	695 (19,050)	46	-	4,725	97 [117]
横浜乳業(株) 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	市乳・飲 料・デザー ト製造設備	1,367	2,135	1,244 (38,390)	104	7	4,859	164 [9]
エムケーチーズ(株) 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	チーズ・デ ザート製造 設備	1,538	2,369	453 (48,552)	34	17	4,412	177 [-]
(株)フリジポート 東京本社 (東京都千代田区) 他全国15センター (埼玉県北葛飾郡杉 戸町他)・1工場 (九州)・1支店(九 州)	食品事業	共同配送セ ンター・米 飯・生鮮製 造設備	2,526	800	21 (5,058)	44	841	4,233	180 [677]
森永北陸乳業(株) 富山工場 他1工 場 (富山県富山市他)	食品事業	アイスク リーム・菌 末製造設備	873	1,928	220 (40,748)	35	-	3,058	97 [9]
十勝浦幌森永乳業 (株) 本社工場 (北海道十勝郡 浦幌町)	食品事業	生クリー ム・市乳製 造設備	1,532	1,451	51 (38,722)	30	1	3,066	60 [-]
広島森永乳業(株) 本社工場 (広島県広島市安佐 北区)	食品事業	市乳・アイ スクリーム 製造設備	973	1,574	643 (45,512)	23	54	3,269	83 [67]
熊本森永乳業(株) 本社工場 (熊本県熊本市 東区)	食品事業	市乳・飲 料・練乳製 造設備	644	1,066	799 (39,024)	34	90	2,635	133 [21]
東北森永乳業(株) 仙台工場 他1工 場 (宮城県仙台市宮城 野区他)	食品事業	市乳・飲料 製造設備	1,462	681	409 (44,245)	49	-	2,602	120 [37]
沖縄森永乳業(株) 本社工場 (沖縄県中頭郡 西原町)	食品事業	市乳・飲料 製造設備	1,540	592	520 (14,933)	20	10	2,684	84 [5]
(株)シェフォーレ 本社工場 (千葉県八千代市)	食品事業	デザート製 造設備	1,297	51	640 (16,583)	29	323	2,342	63 [326]

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産		合計
(株)デイリーフーズ 東京本社 (東京都港区)他 全国2支社3支店 (首都圏支社、西 日本支社、東北支 店、東海支店、北 陸支店)・1セン ター(九州)	食品事業	販売物流機 器他	658	43	1,363 (30,868)	44	57	2,168	279 〔80〕

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。
2 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

(2019年3月31日現在)

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産		合計
ミライGmbH 本社工場他1事務 所 (ドイツ ロイトキ ルヒ市)	食品事業	原料乳製品 製造設備	7,784	17,932	222 (174,235)	238	-	26,176	261 〔 - 〕

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。
2 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (ドイツ ロイトキ ルヒ市)	食品事業	原料乳製品製造設備	2～7年	164

- 3 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末における設備の新設、拡充、改修等の計画のうち、重要なものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	資金調達 方法	投資予定金額		着手及び完了予定年月	
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手	完了
当社 利根工場	茨城県 常総市	食品事業	新棟及びヨーグルト製造設備	自己資金 借入金等	21,740	14,576	2016年 9月	2020年3月期 下期以降
当社 利根工場	茨城県 常総市	食品事業	デザート製造設備	自己資金 借入金等	3,720	189	2017年 9月	2020年 6月
当社 神戸工場	兵庫県 神戸市 灘区	食品事業	チルドパック製造設備	自己資金 借入金等	7,700	285	2017年 9月	2020年 3月
森永北陸乳業(株) 福井工場	福井県 福井市	食品事業	菌体製造設備	自己資金 借入金等	2,100	-	2019年 7月	2020年 10月
東北森永乳業(株) 仙台工場	宮城県 仙台市	食品事業	スパウト付パウチ充填ライン	自己資金 借入金等	1,650	-	2019年 4月	2020年 4月

(注) 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末において、該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,810,043	49,810,043	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	49,810,043	49,810,043		

(注) 発行済株式のうち、14,600株は譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行した際の現物出資(金銭報酬債権54百万円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2007年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2007年8月14日 至 2027年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,951 資本組入額 976 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2026年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2026年8月14日から2027年8月13日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないも

のとする。

- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2008年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2008年8月13日 至 2028年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,231 資本組入額 616 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2027年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2027年8月13日から2028年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2009年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	29	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2009年8月13日 至 2029年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,616 資本組入額 808 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2028年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2028年8月13日から2029年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2010年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	29	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年8月13日 至 2030年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,336 (注)2 資本組入額 668	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2029年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2029年8月13日から2030年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割

会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2011年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10	同左
新株予約権の数(個)	27	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,400(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年8月13日 至 2031年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,351 (注) 2 資本組入額 676	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2030年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2030年8月13日から2031年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2012年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10	同左
新株予約権の数(個)	40	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年8月14日 至 2032年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,111 (注) 2 資本組入額 556	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2031年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2031年8月14日から2032年8月13日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2013年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	51	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,200(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2013年8月13日 至 2033年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,206 資本組入額 603 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2032年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2032年8月13日から2033年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2014年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	62	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,400(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年8月13日 至 2034年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,536 (注)2 資本組入額 768	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2033年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2033年8月13日から2034年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2015年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8	同左
新株予約権の数(個)	94	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年8月13日 至 2035年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,521 (注)2 資本組入額 1,261	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の またはに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2034年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2034年8月13日から2035年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割

会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2016年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	76	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,200(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年8月13日 至 2036年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,256 (注)2 資本組入額 1,628	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2035年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2035年8月13日から2036年8月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

2017年7月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9	同左
新株予約権の数(個)	65	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年8月15日 至 2037年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,991(注)2 資本組入額 1,996	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が2036年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2036年8月15日から2037年8月14日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年10月31日 (注) 1	5,000,000	248,977,218		21,704		19,478
2017年10月1日 (注) 2	199,181,775	49,795,443		21,704		19,478
2018年8月1日 (注) 3	14,600	49,810,043	27	21,731	27	19,505

(注) 1 . 2014年10月31日付で自己株式5,000,000株の消却を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

2 . 2017年10月1日付で株式併合(5:1)を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

3 . 2018年8月1日付で譲渡制限付株式報酬として有償第三者割当による普通株式の発行を行っております。

発行価額 : 1株につき3,755円

発行価額の総額 : 54,823,000円

資本金組入額 : 27,411,500円

資本準備金組入額 : 27,411,500円

割当先 : 当社の取締役(社外取締役を除く)9名、14,600株

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	74	29	182	219	9	21,849	22,364	
所有株式数 (単元)	13	194,523	5,821	85,551	113,343	45	96,426	495,722	237,843
所有株式数 の割合(%)	0.00	39.24	1.17	17.26	22.86	0.01	19.45	100	

(注) 自己株式352,069株は「個人その他」に3,520単元、「単元未満株式の状況」に69株含めて記載しております。なお、自己株式352,069株は株主名簿上の株式数であり、2019年3月31日現在の実質保有株式数は351,669株であります。

また、上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、16単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
森永製菓株式会社	東京都港区芝5丁目33-1	5,249	10.61
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,445	4.94
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,016	4.08
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LOND ON EC4A 2BB U.K.	1,854	3.75
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,746	3.53
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,388	2.81
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,341	2.71
株式会社SMB C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付 信託口)	東京都港区西新橋1丁目3-1	1,328	2.69
森永乳業従業員持株会	東京都港区芝5丁目33-1	969	1.96
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	923	1.87
計		19,264	38.95

(注) 1 森永製菓株式会社は5,249千株を所有しておりますが、同社はこのほかに1,040千株を退職給付信託として複数の金融機関に信託しております。

なお、信託した株式に係る議決権の行使および処分権については、信託契約上、森永製菓株式会社が指図権を留保しております。

2 大株主は2019年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

なお、2018年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2018年4月9日現在で以下の株式を共同保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	1,388	2.79
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,696	5.42
三菱UFJ国際投信株式会社	143	0.29
合計	4,229	8.49

また、2018年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行が2018年8月31日現在で以下の株式を共同保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	2,445	4.91
アセットマネジメントOne株式会社	1,780	3.57
合計	4,225	8.48

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 351,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,220,600	492,206	
単元未満株式	普通株式 237,843		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	49,810,043		
総株主の議決権		492,206	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株(議決権16個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が400株(議決権4個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	351,600		351,600	0.71
計		351,600		351,600	0.71

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155号第7号及び会社法第155号第8号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年11月2日)での決議状況 (取得日 2018年11月9日)	11,200	34,664,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	11,200	34,664,000
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 会社法第163条の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、子会社が所有する当社普通株式を取得したものです。

会社法第155条第8号の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年2月6日)での決議状況 (取得日 2019年2月6日)	25,955	89,155,425
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	25,955	89,155,425
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 会社法第197条第3項及び第4項の規定に基づき、所在不明株主が所有する当社普通株式を取得したものです。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,335	11,878,552
当期間における取得自己株式	302	1,145,895

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使) (単元未満株式の買増請求による売渡)	11,800 122	22,424,200 360,068	- 79	- 276,560
保有自己株式数	351,669	-	351,892	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主のみなさまへの利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、利益配分につきましては、企業体質の維持、強化のため、内部留保に意を用いつつ、業績等を十分勘案しながら、連結配当性向20%を目安に、安定的、かつ長期的な配当を実現することを基本方針といたします。

当社は、年1回、期末において剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると判断される場合に限り、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができることとしております。

当事業年度の株主配当金につきましては、上記方針に基づき1株につき55円とすることを決定いたしました。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は19.4%となり、また当事業年度の配当性向は27.4%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月27日 株主総会決議	2,720	55

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレートミッションとして、コーポレートスローガンと経営理念を掲げております。

コーポレートスローガン

かがやく“笑顔”のために

経営理念

乳で培った技術を活かし

私たちならではの商品をお届けすることで

健康で幸せな生活に貢献し豊かな社会をつくる

当社グループは、コーポレートミッションに基づく事業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、次の基本的な考え方に沿って実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の整備及び充実に継続的に取り組んでまいります。

株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

株主、お客さま、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーの立場や権利等を尊重し、適切な関係の構築を図る。

会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

コーポレート・ガバナンス体制を構成する各機関が有機的に連携する仕組みを構築するとともに、取締役会の業務執行に対する監督機能の実効性を確保する。

持続的な成長と企業価値の向上を目指し、その実現と中長期的な利益の実現を期待する株主との間で、建設的な対話を行う。

なお、当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方を「森永乳業グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」として定め、以下の当社ウェブサイトにて開示しています。

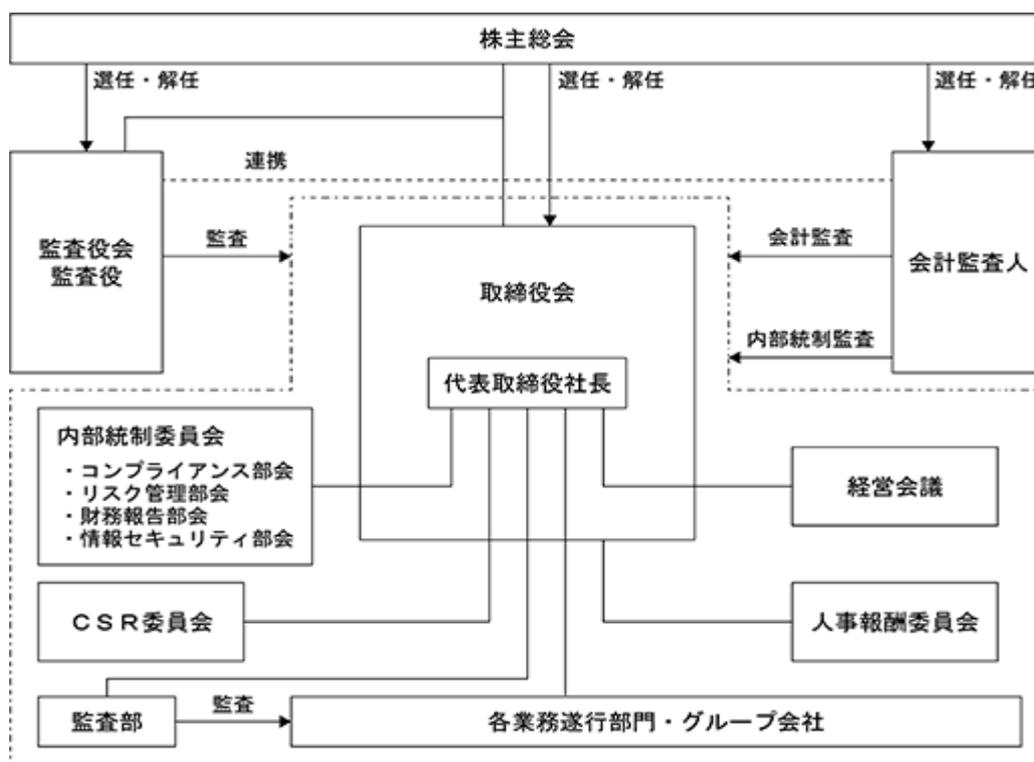
<https://www.morinagamilk.co.jp/ir/management/governance.html>

2. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(1) 企業統治の体制の概要

当社は監査役設置会社であります。

会社の機関、内部統制の関係は以下のとおりであります。



当社の設置する機関の名称、目的・権限及びその構成員は以下の通りであります。

機関の名称	目的・権限	構成員
経営会議	経営上の重要事項を円滑且つ確実に執行するため、権限に基づく業務執行の決定・協議・連絡を行う	代表取締役（議長：宮原道夫）、業務執行取締役、本部長、常勤監査役、他
人事報酬委員会	役員の選解任および報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、次の事項について検討し、取締役会に具申する - 取締役及び監査役の選任・再任および解任に関する事項 - 社外役員の独立性判断基準に関する事項 - 代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項 - 代表取締役社長の後継者育成計画に関する事項 - 業務執行取締役の担当部門に関する事項 - 取締役の報酬に関する事項 - 監査役の報酬に関する事項 - 取締役および監査役の退任後の待遇に関する事項	代表取締役（委員長：宮原道夫）、社外取締役、社外監査役
内部統制委員会	当社グループ全体の内部統制システムの構築と実効性の維持・向上を図る	代表取締役（委員長：宮原道夫）、コンプライアンス・リスク管理・財務報告・情報セキュリティを担当する各取締役、本部長、常勤監査役、他
C S R 委員会	当社グループのC S R活動に対する基本方針を策定し、各種の取組みを推進する	代表取締役社長（委員長：宮原道夫）、C S R担当取締役、関係部門長、他

(2) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を選択しており、取締役会による監督と監査役による適法性・妥当性監査の二重のチェック体制を構築しております。取締役会は経営の最高意思決定機関としての機能を担うとともに、コーポレート・ガバナンス体制を構成する各機関と有機的に連携することで、経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上を図り、その実効性を確保しております。

3. 企業統治に関するその他の事項

(1) 内部統制システム等の整備の状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、その企業活動の安全と効率とを求めて内部統制を推進することとし、コンプライアンス・リスク管理・財務報告の信頼性確保に取り組んでおります。具体的には、統制基準を定めてこれに基づき業務を執行するとともに、それぞれの担当部署が、相互に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう、当社グループの内部統制の構築に取り組んでおります。また、監査役による監査の実効性を確保するため、監査を支える体制の整備にも努めております。

内部統制システム・リスク管理体制・子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社グループは、内部統制を構築するために、当社に内部統制委員会を設置し、総務部がその担当部署となっております。また、各グループ会社の内部統制の統括は、各グループ会社の管理部門が担当しております。そして内部統制委員会は、定期的にこれら各グループ会社から統制状況の報告を受け、検証を行い、必要な指示を出すこととしております。

コンプライアンスについては、行動規範に則り、取締役及び使用人が、法令及び定款、社規社則、社会倫理の遵守を企業活動の前提として、経営理念の実現に向けて職務を遂行することを徹底しております。そのために、内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンス活動を推進し、グループコンプライアンス意識の拡大・浸透・定着に努めるとともに、内部通報制度を整え、社内相談窓口

に加え社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報・相談制度「森乳ヘルプライン」を運用しております。

リスク管理については、個々のリスクを洗い出し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制の構築を進めております。そのために、内部統制委員会リスク管理部会を設置し、報告体制や協力体制の整備を進めております。また、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限に留めることとしております。

情報管理体制については、内部統制委員会情報セキュリティ部会を設置し情報管理の強化を図っております。当社の取締役の職務の執行に係る文書及び関連する情報については、各所管部門が情報セキュリティ方針ほかの社内規程に従い、適切に保存及び管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとしており、また、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制の整備を進めております。

財務報告の信頼性確保については、業務手順の文書化をはじめとする財務報告作成のために必要な業務プロセス管理を徹底しております。そのために、内部統制委員会財務報告部会を設置し、また、会計監査人とも緊密な連携をとり、グループ全体の財務報告の信頼性を確保できる体制の整備を進めております。

監査役監査の実効性確保のため、グループ全体からの報告体制を維持強化し、その報告者の保護、情報の管理を徹底するほか、監査役が重要な会議へ出席し、関係者からの説明を受ける体制の整備を進めております。また、監査役の職務を補助する使用人を設置しております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関と緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署により、警察署等の外部専門機関と連携をとり、各種対策を講じ対応することとしております。また、反社会的勢力に関する情報を収集蓄積するとともに、対応マニュアルを整備し、本社各部各事業所に対し研修等を行い対応方針の徹底を図っております。

(2) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

2012年6月28日開催の第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の規定を設けております。社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

(4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

(5)取締役会で決議できる株主総会決議事項

自社の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものであります。

剰余金の配当等

当社は、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。これは、災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると取締役会が判断した場合に限り、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項について、取締役会の決議によって定めることができるというものであります。

(6)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

1. 役員一覧

男性 13名 女性 1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)		
代表取締役 社長	宮原 道夫	1951年1月4日生	1975年4月 2001年4月 2003年6月	当社 入社 当社 盛岡工場長 当社 執行役員生産技術部エンジニアリング担当部長	(注) 4	18		
			2005年6月 2006年2月 2007年6月	当社 常務執行役員生産技術部長 当社 常務執行役員生産本部長 当社 専務執行役員生産本部長				
				当社 専務取締役 専務執行役員生産本部長就任				
			2009年6月 2010年2月	当社 取締役副社長就任 当社 取締役副社長 副社長執行役員第二営業本部長				
			2011年6月 2012年6月	当社 代表取締役副社長就任 当社 代表取締役社長就任(現職)				
代表取締役 副社長	野口 純一	1950年6月30日生	1973年4月 2003年6月 2006年2月	当社 入社 当社 執行役員リテール事業部長 当社 執行役員チルド(リテール)事業部長			(注) 4	14
			2007年6月	当社 常務取締役 常務執行役員営業本部長就任				
			2009年6月	当社 専務取締役 専務執行役員営業本部長就任				
			2010年2月	当社 専務取締役 専務執行役員第一営業本部長				
			2014年6月	当社 取締役副社長 副社長執行役員第一営業本部長就任				
			2015年6月 2016年6月	当社 代表取締役副社長 副社長執行役員第一営業本部長就任 当社 代表取締役副社長 副社長執行役員営業本部長				
			2017年6月	当社 代表取締役副社長(現職)				
専務取締役 専務執行役員 研究本部長	大川 禎一郎	1956年6月21日生	1982年4月 2012年6月 2013年6月 2015年6月	当社 入社 当社 食品総合研究所長 当社 執行役員食品総合研究所長 当社 常務取締役 常務執行役員食品総合研究所長就任	(注) 4	7		
			2015年11月 2016年6月	当社 常務取締役 当社 常務取締役 常務執行役員研究本部長				
			2017年6月	当社 専務取締役 専務執行役員研究本部長就任(現職)				
専務取締役 専務執行役員 経営戦略本部長	大 貫 陽 一	1959年12月4日生	1983年4月 2008年5月 2010年2月 2011年6月	当社 入社 当社 営業本部営業本部室長 当社 営業本部室長 当社 執行役員経営企画部長兼広報部長	(注) 4	3		
			2014年11月 2015年6月	当社 執行役員経営企画部長 当社 取締役 常務執行役員経営企画部長就任				
			2016年4月 2017年6月 2018年6月	当社 取締役 当社 常務取締役就任 当社 常務取締役 常務執行役員経営戦略本部長				
			2019年6月	当社 専務取締役 専務執行役員経営戦略本部長就任(現職)				

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 常務執行役員 コーポレート本部長 兼 渉外本部長	港 毅	1964年 6月23日生	1988年 4月 2007年11月 2010年 6月 2015年 6月 2015年11月 2016年 6月 2018年 6月	当社 入社 当社 渉外部長 当社 執行役員渉外部長 当社 取締役 常務執行役員渉外副本部長兼渉外部長就任 当社 取締役 常務執行役員渉外副本部長 当社 常務取締役 常務執行役員渉外本部長就任 当社 常務取締役 常務執行役員コーポレート本部長 兼 渉外本部長(現職)	(注) 4	4
常務取締役	草野 茂実	1957年 5月26日生	1980年 4月 2008年 4月 2011年 6月 2013年 6月 2013年11月 2016年 6月 2017年 6月 2019年 6月	当社 入社 当社 東京工場長 当社 品質保証部長 当社 執行役員生産本部生産技術部長 当社 執行役員生産本部生産部長 当社 取締役 常務執行役員生産本部副本部長兼生産部長就任 当社 取締役 常務執行役員生産本部長 当社 常務取締役就任(現職)	(注) 4	4
取締役 常務執行役員 コミュニケーション本部長	齋藤 光政	1958年 1月 1日生	1980年 4月 2008年 6月 2009年 5月 2011年 6月 2012年 6月 2016年 6月 2018年 6月	当社 入社 当社 総務部長 当社 生産本部調達部長 当社 執行役員生産本部調達部長 当社 執行役員人財部長 当社 取締役就任 当社 取締役 常務執行役員コミュニケーション本部長(現職)	(注) 4	7
取締役 常務執行役員 営業本部長	大原 賢一	1958年 1月 6日生	1982年 1月 1982年12月 1986年 4月 1987年12月 2007年 6月 2010年 6月 2012年 6月 2016年 6月 2017年 6月	米国ケリークラークカンパニー 入社(～同年10月) はごろも缶詰株式会社(現 はごろもフーズ株式会社) 入社(～1986年 4月) 株式会社フューチャーマーケティング 入社(～1987年10月) 当社 入社 株式会社シェフォーレ 代表取締役社長就任 当社 執行役員東京支社副支社長 当社 執行役員第一営業本部副本部長 当社 取締役 常務執行役員第一営業本部長就任 当社 取締役 常務執行役員営業本部長(現職)	(注) 4	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	川上正治	1949年10月4日生	1974年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社 1994年1月 同社 経理本部経理部原価管理室長 1998年1月 国瑞汽車股份有限公司出向 協理 2000年1月 同社 副総経理 2001年1月 トヨタ自動車株式会社経理本部関連事業部長 2005年1月 愛三工業株式会社出向 2005年6月 同社 転籍 取締役就任 2007年6月 同社 常務取締役就任 2008年6月 同社 代表取締役専務就任 2013年6月 同社 非常勤顧問就任(～2014年6月) 2015年6月 当社 社外取締役就任(現職) 2018年6月 株式会社テクノスマイル 社外取締役就任(～2019年6月)	(注)4	1
取締役	米田敬智	1945年12月20日生	1968年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 1993年5月 同行 バンコック支店(B I B F)支店長 1997年1月 同行 バンコック支店(フルプランチ)支店長 1997年6月 同行 国際融資部長 1998年5月 同行 退職 1998年6月 株式会社コパル(現 日本電産コパル株式会社)取締役就任 1998年10月 日本電産コパル・マレーシア株式会社代表取締役会長就任 2002年4月 日本電産コパル株式会社 常務取締役C F O就任 2008年6月 同社 取締役専務執行役員C F O就任 2012年6月 同社 専務執行役員就任(～2012年12月) 2015年6月 当社 社外監査役就任 2019年6月 当社 社外取締役就任(現職)	(注)4	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	木村 康二	1950年2月8日生	1972年4月 当社 入社 2001年6月 当社 情報システム部長 2003年6月 当社 執行役員情報システム部長 2006年2月 当社 執行役員経営企画部長 2007年6月 当社 常務執行役員経営企画部長 2007年6月 当社 取締役 常務執行役員経営企画部長就任 2008年5月 当社 取締役 常務執行役員経営企画部長兼広報IR部長 2009年5月 当社 取締役 常務執行役員関連事業部長 2009年6月 当社 常務執行役員関連事業部長 2010年1月 株式会社リザンコーポレーション代表取締役社長就任(～2015年6月) 2016年6月 当社 常勤監査役就任(現職)	(注)5	7
常勤監査役	弘田 圭希	1953年10月31日生	1978年4月 当社 入社 2005年6月 当社 執行役員市乳・D Y事業部長 2006年2月 当社 執行役員東北支店長 2007年6月 当社 執行役員営業本部副本部長 2008年5月 当社 執行役員営業本部副本部長兼広告部長 2009年5月 当社 執行役員営業本部副本部長 2010年2月 当社 執行役員第一営業本部副本部長 2012年6月 株式会社デイルーフーズ 代表取締役副社長就任 2014年6月 同社 代表取締役社長就任(～2018年6月) 2018年6月 当社 常勤監査役就任(現職)	(注)6	6
監査役	伊香賀 正彦	1955年5月14日生	1979年10月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 1988年5月 等松トウシュロコンサルティング株式会社(現 アビームコンサルティング株式会社)取締役就任 1990年5月 等松青木監査法人パートナー就任 1993年4月 トーマツコンサルティング株式会社(現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社)取締役就任 2000年3月 同社 代表取締役社長就任 2010年10月 同社 取締役会長就任(～2013年11月) 2013年11月 有限責任監査法人トーマツCSO就任(～2015年11月) 2016年3月 同監査法人パートナー退任 2016年4月 伊香賀正彦公認会計士事務所開所 2016年5月 プラジュナリンク株式会社代表取締役就任(現職) 2016年6月 当社 社外監査役就任(現職) 2017年3月 ヤマハ発動機株式会社社外監査役就任(現職) 2017年6月 リョービ株式会社社外取締役就任(現職)	(注)5	0
監査役	山本 眞弓	1956年2月11日生	1984年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 石黒武雄法律事務所入所 1990年9月 銀座新総合法律事務所開所(～2004年12月) 2005年1月 銀座新明和法律事務所開所(現職) 2019年6月 当社 社外監査役就任(現職)	(注)7	-
計					83

- (注) 1. 取締役川上正治および米田敬智の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊香賀正彦および山本眞弓の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
藤原 浩	1955年 8月25日生	1981年 4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 橋元四郎平法律事務所(現橋元綜合法律事務所)入所(現職)	
		2004年 1月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 (～2007年 1月)	
		2011年 4月 東京弁護士会副会長(～2012年 3月)	
		2015年 6月 株式会社カネカ社外監査役(現職)	

- (注) 1. 当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原浩氏は、社外監査役の要件を満たしております。

4. 2019年 6月27日開催の定時株主総会において選任後 1年。
5. 2016年 6月29日開催の定時株主総会において選任後 4年。
6. 2018年 6月28日開催の定時株主総会において選任後 4年。
7. 2019年 6月27日開催の定時株主総会において選任後 4年。

2. 社外役員の状況

(1) 社外役員の員数等

社外取締役は2名、社外監査役は2名選任しております。

社外取締役との関係については、社外取締役2名は会社法第2条第15号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。社外監査役との関係については、社外監査役2名は会社法第2条第16号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。なお、社外取締役及び社外監査役の、略歴及び所有する当社の株式数は「1. 役員一覧」に記載のとおりであります。

(2) 社外役員が企業統治において果たす機能及び役割ならびに選任状況

現在10名の取締役のうち2名を社外取締役、また現在4名の監査役のうち半数の2名を社外監査役とし、より公正な経営管理体制の構築に努めております。社外取締役2名及び社外監査役2名は当社グループ外出身者であります。

なお、社外役員を選任するにあたっての独立性に関する判断基準は以下のとおりであります。

当社は、社外取締役及び社外監査役ならびにそれらの候補者が、次の各項目の要件を満たす場合、当社から十分な独立性を有しているものと判断いたします。

現在、当社グループの業務執行取締役等でなく、かつ、過去に当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。社外監査役にあつては、これらに加え、当社グループの非業務執行取締役でなかったこと。

現事業年度及び過去3事業年度において、次のいずれにも該当していないこと。

当社グループを主要な取引先とする者及び当該取引先の業務執行取締役等。

当社グループの主要な取引先である者及び当該取引先の業務執行取締役等。

当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者。なお、当該財産を得た者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者。

当社の現在の主要株主である者及び当該主要株主の業務執行取締役等。

当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている法人や組合等の団体の出身者。

現在、次のいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族でないこと。

当社グループの業務執行取締役等及び非業務執行取締役。ただし、業務執行取締役等のうち使用人である者については、重要な使用人である者に限る。

上記 ないし のいずれかに該当する者のうち重要な者。

現在、当社グループとの間で、取締役、監査役、執行役または執行役員を相互に派遣している会社の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人でないこと。

次のいずれにも該当していないこと。

当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれのある者。

通算の在任期間が8年を超える者。

3. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、独立社外取締役2名を選任し、独自の知見や経験、高い独立性に基づく客観的視点から、経営計画などの目標を達成するために必要なアドバイスや潜在的リスクに関する指摘がなされるなど、業務執行に対する監督機能の強化が図られているものと考えます。また、独立社外監査役2名を選任し、高度な専門知識、高い独立性に基づく客観的視点から取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。社外取締役2名および社外監査役1名は、人事報酬委員会の構成員となり、役員の選解任及び報酬の決定に関与することで、その手続きの透明性と客観性を高めております。

監査役監査、内部監査及び会計監査の結果は、監査役会および定期的開催される非業務執行役員連絡会議において常勤監査役から社外取締役および社外監査役に対して報告がなされ、情報の共有、意見交換が行われるなど相互連携の強化に努めております。

また、内部統制システムの管理・運用状況は、内部統制部門である総務部より、定期的に取り締役会に対して報告がなされております。

(3) 【監査の状況】

1. 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、各監査役が、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び監査方法に従って監査活動を実施しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

社外監査役の伊香賀正彦氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しております。

社外監査役の山本眞弓氏は、弁護士として高度な専門知識を有しております。

2. 内部監査の状況

(1) 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査につきましては、当社に監査部(8名)を設置し、当社各部門及びグループ会社の業務の適法性、妥当性及び有効性について計画的に監査を実施しております。

(2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役及び内部監査を担当する監査部並びに会計監査人は、定期的に三様監査情報交換会を開催し、またはそれぞれの間で、監査計画、監査状況及び監査結果の説明・報告、意見交換などの相互連携の強化に努めることで、監査の実効性と効率性並びに内部統制の信頼性と妥当性の向上を図っております。

なお、監査役および監査部長は、内部統制委員会の構成員です。

3. 会計監査の状況

(1) 監査法人の名称

会計監査につきましては、当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法に基づく計算書類及び連結計算書類等の監査ならびに金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。

(2) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員
長 光雄
佐藤 重義

(3) 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、公認会計士試験合格者 4名、その他 13名

(4) 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人としての品質管理体制、監査の実施体制、独立性および専門性の保持、当社が展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し、監査法人を選任する方針です。

当方針に基づき検討した結果、EY新日本有限責任監査法人を再任することが適当であると判断しました。

(5) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の品質管理体制、監査の実施体制、監査役との連携状況のほか、経営陣、財務部門、内部監査部門などとのコミュニケーションの観点から監査法人の評価を行いました。

4. 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日 内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

(1) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	66	2	63	2
連結子会社	7	3	7	1
計	73	5	70	3

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、以下の通りであります。

(前連結会計年度)

当社は、コンフォートレターの作成業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

また、当社の子会社である森永エンジニアリング株式会社は、合意された手続に基づく調査業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

(当連結会計年度)

当社は、コンフォートレターの作成業務をEY新日本有限責任監査法人に委託しております。

また、当社の子会社である森永エンジニアリング株式会社は、合意された手続に基づく調査業務をEY新日本有限責任監査法人に委託しております。

(2) その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、11百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、12百万円であります。

(3) 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および監査法人からの報告の聴取を通じて、監査法人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、当連結会計年度における報酬の金額について相当と判断し、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1) 方針の内容

取締役の報酬は、中長期的利益の実現などの経営成績に連動しております。

今後はさらに取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲を高めることのできるものとしていく方針であり、人事報酬委員会において継続的に検討を行っております。また、社外取締役および監査役の報酬には、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まないこととしております。

(2) 決定方法

基本報酬の決定方法

取締役・監査役とも総報酬額が過去の株主総会で承認されている上限(月額：取締役36百万円(2003年6月27日開催の第80期定時株主総会決議)、監査役6百万円(2015年6月26日開催の第92期定時株主総会決議))の範囲内で、以下により決定いたします。

- 基本報酬は役位ごとに設定し、原則として年功による加算は行わない。

取締役の基本報酬の体系は「基本給(固定報酬) + 業績連動報酬 = 基本報酬額(月額)」とする。内、固定報酬は総額の3分の2、業績連動報酬は総額の3分の1とする。

社外取締役および監査役については基本報酬額全額を基本給(固定報酬)とし、業績連動報酬の対象としない。

- 業績連動報酬は、当社が持続的成長を実現し、グループ全体での事業基盤を拡大するために全社グループ業績(連結売上高、連結営業利益)の目標達成度を評価指標とし、代表取締役が評価し決定する。

代表取締役は全社グループ業績の結果のみによって評価され、その他の取締役は全社グループ業績と個人業績を半々の割合で評価される。

譲渡制限付株式報酬の決定方法

取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、基本報酬とは別枠で年額120百万円(ただし15,000株を上限とする)を上限として2018年6月28日開催の第95期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入が承認されております。

報酬額の決定方法は以下の通りです。

- 特定譲渡制限付株式の割当て数は役位ごとに設定し、原則として年功による加算は行わない。

(3) 決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容、裁量の範囲

氏名又は名称	権限の内容、裁量の範囲
人事報酬委員会	役員報酬方針、手続等の検討、取締役会への具申
取締役会	役員報酬方針、手続等の決定、個人別株式報酬額の決定
代表取締役社長 宮原 道夫	個人別金銭報酬額の決定

(注) 監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

(4) 人事報酬委員会の手続の概要

人事報酬委員会は、取締役会の下部機関として役員報酬制度の在り方を含めた報酬体系及び報酬額の妥当性を継続的に検討し、必要に応じて取締役会に具申を行います。

また、検討に際しては必要に応じて外部の役員報酬水準や報酬制度に関する情報収集を行います。

なお、当事業年度より手続の透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を占めるよう委員の構成を取締役会決議により変更いたしました。

(5) 報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会及び委員会等の活動内容

当事業年度に4回の人事報酬委員会を開催し、その結果を取締役会に具申いたしました。

取締役会では具申を受け検討を行い、譲渡制限付株式報酬の支給内容等を決定いたしました。

2. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。

区分	員数	基本報酬		譲渡制限付 株式報酬	報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	9名	238百万円	115百万円	54百万円	408百万円
社外取締役	2名	20百万円	-百万円	-百万円	20百万円
監査役 (社外監査役を除く)	2名	42百万円	-百万円	-百万円	42百万円
社外監査役	2名	19百万円	-百万円	-百万円	19百万円
計	15名	319百万円	115百万円	54百万円	490百万円

(注) 1 2018年6月28日付けにて退任いたしました監査役1名に対し、基本報酬6百万円を支払っておりますが上記の表には含まれておりません。

2 基本報酬内の業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は以下の通りです。

業績連動報酬目標：連結売上高6,000億円、連結営業利益215億円(2018年3月期目標数値)

業績連動報酬実績：連結売上高5,921億円、連結営業利益217億円(2018年3月期実績)

3 譲渡制限付株式報酬は、2018年7月11日開催の取締役会決議に基づき、取締役9名に普通株式14,600株を割り当てたものです。

4 重要な使用人給与相当額はありません。

3. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、一方事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業かつ向上に資すると判断された株式を政策保有株式と区分する。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について保有による維持効果が中長期的な企業価値向上に資するかを取引内容や取引高と照らし合わせて検証するとともに、株式の時価変動率及び配当利回りが資本コストに見合っているか比較を行い、総合的に保有効果があるかを検証する方法を用いた。個別銘柄の保有の適否に関する検証を取締役会にて行い、上場銘柄の一部を市場への影響等を配慮しつつ売却し保有株式の縮減を行う。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	34	370
非上場株式以外の株式	73	14,097

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	7	12	持株会による定期購入

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	5	356

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ゼリア新薬工業 (株)	1,940,215	2,040,215	食と医の分野が関連した健康・予防医学の分野において当社の機能素材事業の関連で関係を深めていく可能性があるため。	有
	3,711	4,341		
森永製菓(株)	686,384	686,384	「森永」ブランドの共有関係維持のため/営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	有
	3,298	3,215		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	2,799,000	2,799,000	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推進のため。	有
	1,539	1,950		
(株)ラクトジャパン	100,000	100,000	海外からの原材料の円滑な調達取引の強化・推進のため。	無
	897	362		
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,940,000	3,940,000	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推進のため。	有
	674	754		
イオン(株)	166,764	165,796	B to C事業を始めとした営業取引における企業間取引の強化・推進のため。 増加理由は持株会による定期購入である。	無
	386	314		
太陽化学(株)	242,000	242,000	原材料の円滑な調達取引の強化・推進のため。	有
	377	424		
鴻池運輸(株)	200,000	200,000	物流業務における円滑な取引の強化・推進のため。	有
	366	368		
(株)ヤクルト本社	26,226	26,226	B to B事業を始めとした営業取引における企業間取引の強化・推進のため。	無
	202	206		
(株)武蔵野銀行	90,262	90,262	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推進のため。	無
	199	302		
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	145,883	145,883	B to C事業を始めとした営業取引における企業間取引の強化・推進のため。	無
	159	164		
東京海上ホールディングス(株)	26,600	33,225	リスク管理関連の円滑な取引の強化・推進のため。	有
	142	157		
不二製油グループ本社(株)	35,431	35,431	原材料の円滑な調達取引の強化・推進のため。	有
	134	113		
三菱食品(株)	42,400	42,400	B to C事業を始めとした営業取引における企業間取引の強化・推進のため。	無
	122	129		
日本マクドナルドホールディングス(株)	22,421	21,861	B to B事業を始めとした営業取引における企業間取引の強化・推進のため。 増加理由は持株会による定期購入である。	無
	114	108		
東和フードサービス(株)	64,000	64,000	B to B事業を始めとした営業取引における企業間取引の強化・推進のため。	無
	110	114		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)セブン & アイ・ホールディングス	26,274	26,274	B t o C事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	109	119		
大木ヘルスケアホールディングス(株)	88,451	88,451	B t o C事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	89	149		
(株)九州フィナンシャルグループ	195,798	195,798	金融機関との円滑な決済・借入取引の推進のため。	有
	88	102		
(株)静岡銀行	102,378	102,378	金融機関との円滑な決済・借入取引の推進のため。	有
	86	102		
ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)	29,804	12,051	B t o C事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。 増加理由は株式分割による株式数増加である。	無
	84	107		
(株)ジョリーパスタ	41,250	41,250	B t o B事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	80	67		
加藤産業(株)	21,800	21,800	B t o B事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	79	81		
正栄食品工業(株)	23,100	23,100	B t o B事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	72	95		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	15,880	15,880	金融機関との円滑な決済・借入取引の推進のため。	有
	61	70		
(株)いなげや	42,243	41,201	B t o C事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。 増加理由は持株会による定期購入である。	無
	53	74		
(株)帝国ホテル	26,000	26,000	B t o B事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	52	56		
(株)朝日工業社	17,532	17,532	設備工事発注における円滑な取引の推進のため。	有
	52	61		
(株)オークワ	46,953	42,982	B t o C事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。 増加理由は持株会による定期購入である。	無
	52	46		
(株)イズミ	10,000	10,000	B t o C事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	51	72		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)めぶきフィナンシャルグループ	166,698	166,698	金融機関との円滑な決済・借入取引の推進のため。	有
	47	68		
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	26,713	26,328	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。 増加理由は持株会による定期購入である。	無
	41	51		
(株)ココスジャパン	16,500	16,500	B t o B 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	37	37		
(株)平和堂	15,825	15,825	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	37	40		
伊藤忠食品(株)	7,000	7,000	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	33	39		
尾家産業(株)	25,300	25,300	B t o B 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	33	32		
東京急行電鉄(株)	14,845	14,845	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	28	24		
(株)アークス	11,524	11,524	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	28	29		
(株)トーヨー	12,000	12,000	B t o B 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	26	28		
(株)ライフコーポレーション	10,194	10,194	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	24	29		
(株)ヤオコ -	4,400	4,400	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	23	25		
(株)トーカン	15,000	15,000	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	22	28		
(株)フジ	11,861	11,664	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。 増加理由は持株会による定期購入である。	無
	22	26		
(株)リテールパートナーズ	19,156	19,156	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。	無
	22	27		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
コカ・コーラボ トラーズジャパ ンホールディン グス(株)	7,192	7,192	B t o C 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	20	31		
ロイヤルホール ディングス(株)	7,260	7,260	B t o B 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	20	21		
(株)中村屋	3,800	3,800	B t o B 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	16	17		
アクシアル リ テイリング(株)	4,567	4,567	B t o C 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	15	18		
(株)バイタルケー エスケー・ホー ルディングス	13,230	13,230	B t o C 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	14	13		
(株)ポプラ	22,966	22,444	B t o C 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。 増加理由は持株会による定期購入である。	無
	13	20		
(株)ヤマナカ	15,040	15,040	B t o C 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	12	14		
(株)パローホール ディングス	4,800	4,800	B t o C 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	12	13		
(株)ほくほくフィ ナンシャルグル ープ	10,749	10,749	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推 進のため。	有
	12	15		
マックスバリュ 北海道(株)	2,900	*	B t o C 事業を始めとした営業取引における企 業間取組の強化・推進のため。	無
	10	*		
(株)東武ストア	-	20,369	今期当該銘柄の保有無し。	無
	-	60		

(注)「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しない為に記載を省略していることを示しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)セブン & アイ・ホールディングス	168,800	168,800	B t o C 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。また、退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保している。	無
	704	770		
(株)阿波銀行	205,600	1,028,000	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推進のため。また、退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保している。	有
	578	701		
東洋製罐グループホールディングス(株)	235,000	235,000	B t o B 事業を始めとした営業取引における企業間取組の強化・推進のため。また、退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保している。	有
	532	371		
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,483,000	1,483,000	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推進のため。また、退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保している。	有
	254	283		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,600	45,600	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推進のため。また、退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保している。	有
	176	203		
(株)静岡銀行	76,000	76,000	金融機関との円滑な決済・借入取引の強化・推進のため。また、退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保している。	有
	64	76		

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
 2 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は取引内容・取引高・業務における関係性を総合的に照らし合わせ検証しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容の適切な把握、及び会計基準等の変更等への的確な対応を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報収集を行うとともに、同機構が行う研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,139	3,685
受取手形及び売掛金	4 61,799	4 65,844
商品及び製品	42,256	45,497
仕掛品	1,622	2,339
原材料及び貯蔵品	15,571	16,432
その他	11,104	6,809
貸倒引当金	542	530
流動資産合計	141,951	140,077
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	173,997	177,111
減価償却累計額	98,228	100,600
建物及び構築物（純額）	1 75,768	1 76,511
機械装置及び運搬具	280,334	282,134
減価償却累計額	208,677	207,007
機械装置及び運搬具（純額）	1 71,656	1 75,126
土地	1 68,347	1 68,231
リース資産	6,276	6,166
減価償却累計額	3,676	3,524
リース資産（純額）	2,600	2,642
建設仮勘定	10,623	25,656
その他	14,421	14,946
減価償却累計額	10,746	10,985
その他（純額）	3,674	3,961
有形固定資産合計	232,671	252,130
無形固定資産		
その他	6,333	6,525
無形固定資産合計	6,333	6,525
投資その他の資産		
投資有価証券	2 22,420	2 21,238
出資金	97	97
長期貸付金	326	285
退職給付に係る資産	2,006	1,877
繰延税金資産	3,947	4,793
その他	1 5,210	1 5,372
貸倒引当金	142	142
投資その他の資産合計	33,867	33,523
固定資産合計	272,872	292,178
資産合計	414,823	432,256

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 57,701	4 54,346
電子記録債務	4 3,762	5,194
短期借入金	1 8,077	1 10,695
1年内返済予定の長期借入金	1 7,692	1 9,486
コマーシャル・ペーパー	-	5,000
1年内償還予定の社債	-	5,000
リース債務	1,335	1,215
未払法人税等	5,105	2,830
未払費用	34,289	32,366
預り金	24,811	20,442
その他	15,378	15,932
流動負債合計	158,154	162,510
固定負債		
社債	35,000	40,000
長期借入金	1 37,864	1 35,275
リース債務	2,100	2,016
退職給付に係る負債	19,521	20,218
資産除去債務	287	289
その他	2,790	2,778
固定負債合計	97,565	100,578
負債合計	255,720	263,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,731
資本剰余金	19,858	19,886
利益剰余金	110,291	121,831
自己株式	596	702
株主資本合計	151,257	162,745
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,457	7,820
繰延ヘッジ損益	61	9
為替換算調整勘定	159	678
退職給付に係る調整累計額	2,305	2,470
その他の包括利益累計額合計	6,250	4,661
新株予約権	247	229
非支配株主持分	1,347	1,531
純資産合計	159,102	169,167
負債純資産合計	414,823	432,256

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	
売上高		592,087		583,582
売上原価	1	402,139	1	398,337
売上総利益		189,948		185,245
販売費及び一般管理費	2, 3	168,263	2, 3	162,913
営業利益		21,684		22,331
営業外収益				
受取利息		39		41
受取配当金		854		929
受取家賃		397		346
補助金収入		164		270
その他		923		975
営業外収益合計		2,379		2,563
営業外費用				
支払利息		861		750
持分法による投資損失		370		88
為替差損		-		318
その他		476		563
営業外費用合計		1,708		1,720
経常利益		22,355		23,174
特別利益				
固定資産売却益	4	3,739	4	36
投資有価証券売却益		97		266
受取保険金		251		118
段階取得に係る差益		612		-
その他		2		0
特別利益合計		4,704		421
特別損失				
固定資産処分損	5	1,646	5	748
公益財団法人ひかり協会負担金	6	1,674	6	1,710
減損損失		-	7	286
災害による損失		212		328
その他		56		290
特別損失合計		3,589		3,364
税金等調整前当期純利益		23,470		20,230
法人税、住民税及び事業税		8,023		6,551
法人税等調整額		368		506
法人税等合計		7,655		6,044
当期純利益		15,814		14,186
非支配株主に帰属する当期純利益		33		168
親会社株主に帰属する当期純利益		15,781		14,017

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	15,814	14,186
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,150	646
繰延ヘッジ損益	135	65
為替換算調整勘定	1,058	754
退職給付に係る調整額	100	165
持分法適用会社に対する持分相当額	0	84
その他の包括利益合計	1,973	1,585
包括利益	17,788	12,600
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,770	12,428
非支配株主に係る包括利益	18	171

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,877	96,736	543	137,774
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当			2,226		2,226
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,781		15,781
自己株式の取得				60	60
自己株式の処分		0		8	7
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	0		-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		18			18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	18	13,554	52	13,483
当期末残高	21,704	19,858	110,291	596	151,257

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,326	39	898	2,205	4,261	200	610	142,846
当期変動額								
新株の発行								-
剰余金の配当								2,226
親会社株主に帰属する 当期純利益								15,781
自己株式の取得								60
自己株式の処分								7
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,131	101	1,058	100	1,988	47	736	2,773
当期変動額合計	1,131	101	1,058	100	1,988	47	736	16,256
当期末残高	8,457	61	159	2,305	6,250	247	1,347	159,102

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,858	110,291	596	151,257
当期変動額					
新株の発行	27	27			54
剰余金の配当			2,473		2,473
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,017		14,017
自己株式の取得				129	129
自己株式の処分		4		22	18
利益剰余金から資本剰 余金への振替		4	4		-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	27	27	11,539	106	11,488
当期末残高	21,731	19,886	121,831	702	162,745

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,457	61	159	2,305	6,250	247	1,347	159,102
当期変動額								
新株の発行								54
剰余金の配当								2,473
親会社株主に帰属する 当期純利益								14,017
自己株式の取得								129
自己株式の処分								18
利益剰余金から資本剰 余金への振替								-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	637	52	838	165	1,588	18	183	1,423
当期変動額合計	637	52	838	165	1,588	18	183	10,064
当期末残高	7,820	9	678	2,470	4,661	229	1,531	169,167

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	23,470	20,230
減価償却費	17,519	17,892
減損損失	-	286
のれん償却額	133	133
負ののれん償却額	141	141
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	1,032	707
貸倒引当金の増減額（ は減少）	108	11
投資有価証券評価損益（ は益）	46	0
受取利息及び受取配当金	893	971
支払利息	861	750
為替差損益（ は益）	48	266
持分法による投資損益（ は益）	370	88
固定資産売却損益（ は益）	3,739	36
固定資産処分損益（ は益）	1,646	748
投資有価証券売却損益（ は益）	94	266
売上債権の増減額（ は増加）	4,821	4,074
たな卸資産の増減額（ は増加）	7,383	5,075
仕入債務の増減額（ は減少）	1,393	1,857
未払費用の増減額（ は減少）	944	1,917
預り金の増減額（ は減少）	6,153	4,368
段階取得に係る差損益（ は益）	612	-
その他	1,671	4,724
小計	32,382	27,110
利息及び配当金の受取額	887	972
利息の支払額	834	754
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	7,324	8,822
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,110	18,506
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	19,779	39,247
固定資産の売却による収入	5,088	51
投資有価証券の取得による支出	2,723	37
投資有価証券の売却による収入	345	381
貸付けによる支出	5,438	5,067
貸付金の回収による収入	5,582	5,101
その他	2	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,921	38,817

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	3,191	3,022
コマーシャル・ペーパーの増減額（ は減少）	-	5,000
長期借入れによる収入	7,284	7,661
長期借入金の返済による支出	12,141	7,633
社債の発行による収入	9,932	9,941
社債の償還による支出	10,000	-
自己株式の売却による収入	2	0
自己株式の取得による支出	37	11
配当金の支払額	2,226	2,473
非支配株主への配当金の支払額	5	16
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	41	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,732	1,378
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,774	14,112
現金及び現金同等物に係る換算差額	165	254
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,580	6,454
現金及び現金同等物の期首残高	7,077	9,838
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	180	-
現金及び現金同等物の期末残高	9,838	3,384

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

当連結財務諸表に含まれた連結子会社は32社であります。

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。

なお、非連結子会社の森永牛乳販売(株)ほか19社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも当連結財務諸表に及ぼす影響に重要性が乏しいため連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社 2社

非連結子会社：(株)東日本トランスポート

関連会社：南京森旺乳業有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社

非連結子会社：森永牛乳販売(株)ほか18社

関連会社：森永リスクコンサルティング(株)ほか4社

上記の会社については、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が乏しく、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

なお、当連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の財務諸表を使用しております。

会社名	決算日
森永ニュートリショナルフーズInc.	12月末日
パシフィック・ニュートリショナルフーズInc.	"
ミライGmbH	"
MILEI Plus GmbH	"
MILEI Protein GmbH&Co.KG	"
(株)サンフコ	2月末日
エム・エム・プロパティ・ファンディング(株)	"

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、主として販売可能期間の見積り(3年)に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、主として発生年度における従業員の平均残存勤務期間(16.5~20.0年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間(19.7年)による定額法により均等償却を行っております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、主として退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

また、為替予約について、外貨建予定取引について振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象...借入金の利息、製品輸入による外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスク及び為替変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については当該取引の過去の実績及び今後の予定などを勘案し、実行可能性があることを検証することにより有効性の評価を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間(計上後20年以内)で均等償却しております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生会計年度に全額償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」4,285百万円及び「固定負債」の「その他」のうちの1,640百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,947百万円に含めて表示し、「固定負債」の「その他」は2,790百万円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「補助金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

また、前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,088百万円は、「補助金収入」164百万円、「その他」923百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた254百万円は、「受取保険金」251百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
土地	1,730百万円	1,715百万円
建物及び構築物	22,881	23,372
機械装置及び運搬具	1,146	729
その他(投資その他の資産)	10	10
合計	25,768	25,826

なお、その他(投資その他の資産)は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	50百万円	50百万円
長期借入金(一年以内返済予定含む)	7,471	5,653

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券	4,048百万円	3,875百万円

3 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行(前連結会計年度は15行)との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末において借入は実行しておりません。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
コミットメントラインの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	20,000	20,000

4 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務の処理については手形交換日等をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	374百万円	393百万円
支払手形	32 "	42 "
電子記録債務	607 "	- "

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものであります。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
72百万円	53百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
(1) 販売費		
拡売費	64,930百万円	60,906百万円
運送費・保管料	48,154	46,204
従業員給料・賞与	15,272	16,054
退職給付費用	668	632
貸倒引当金繰入額	30	128
(2) 一般管理費		
従業員給料・賞与	8,450	8,590
福利厚生費	1,666	1,747
退職給付費用	388	533

- 3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
4,747百万円	4,648百万円

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
土地	3,589百万円	28百万円
機械装置他	150	7
計	3,739	36

- 5 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
土地	899百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	600百万円	451
建物及び構築物	90	229
工具器具備品他	54	67
計	1,646	748

- 6 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、1974年4月以降支出しております。

7 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
群馬県前橋市	遊休資産	土地、建物及び構築物等	117
東京都葛飾区	遊休資産	機械装置	84
栃木県宇都宮市	遊休資産	土地、建物及び構築物等	56
茨城県常総市	遊休資産	機械装置	20
秋田県大館市	遊休資産	建物、構築物及び機械装置等	8
計			286

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(286百万円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、土地126百万円、建物及び構築物46百万円、機械装置及び運搬具112百万円、その他1百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、この評価額は、土地については路線価による相続税評価額を基に算定し、その他の資産については零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,759百万円	661百万円
組替調整額	92	266
税効果調整前	1,666	927
税効果額	516	281
その他有価証券評価差額金	1,150	646
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	93	86
組替調整額	107	11
税効果調整前	201	97
税効果額	66	31
繰延ヘッジ損益	135	65
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,058	754
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	230	343
組替調整額	86	105
税効果調整前	144	238
税効果額	44	73
退職給付に係る調整額	100	165
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	84
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	0	84
その他の包括利益合計	1,973	1,585

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	248,977	-	199,181	49,795
合計	248,977	-	199,181	49,795
自己株式				
普通株式(注)2,3	1,596	13	1,282	328
合計	1,596	13	1,282	328

- (注) 1 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、株式併合(5株を1株)によるものであります。
2 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求及び当社株式を所有する会社の連結子会社化によるものであります。
3 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、株式併合(5株を1株)、単元未満株式の買増し請求、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						247
連結子会社							
合計							247

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,226	9	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,473	利益剰余金	50	2018年3月31日	2018年6月29日

- (注) 1 1株当たり配当額には100周年記念配当5円が含まれております。
2 配当の総額には、連結子会社が保有する親会社株式に対する配当金を含めております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	49,795	14	-	49,810
合計	49,795	14	-	49,810
自己株式				
普通株式(注) 2, 3	328	35	11	351
合計	328	35	11	351

- (注) 1 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行であります。
2 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求、子会社保有の株式買取り、所在不明株主の株式買取りによるものであります。
3 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求及びストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						229
連結子会社							
合計							229

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,473	50	2018年3月31日	2018年6月29日

- (注) 1 1株当たり配当額には100周年記念配当5円が含まれております。
2 配当の総額には、連結子会社が保有する親会社株式に対する配当金を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,720	利益剰余金	55	2019年3月31日	2019年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	10,139百万円	3,685百万円
預入期間が3か月を超える定期預金等	300	300
現金及び現金同等物	9,838	3,384

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として食品事業における生産設備(機械装置及び運搬具)及び販売設備(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	263	250
1年超	319	213
合計	582	464

3. オペレーティング・リース取引(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	71	66
1年超	98	114
合計	169	180

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行による直接金融により行っております。デリバティブは、為替及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、与信及び債権管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

支払手形及び買掛金、預り金は、主に支払期日が1年以内の営業債務であります。

短期借入金、コマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期のものについてはおおむね、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、外貨建ての貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注)4を参照ください)

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価(注)3	差額
現金及び預金	10,139	10,139	-
受取手形及び売掛金	(注)1 61,612	61,612	-
投資有価証券 (注)4			
その他有価証券	17,721	17,721	-
資産合計	89,472	89,472	-
支払手形及び買掛金	57,701	57,701	-
短期借入金	8,077	8,077	-
預り金	24,811	24,811	-
社債	35,000	35,679	679
長期借入金	45,557	46,188	631
負債合計	171,147	172,457	1,310
デリバティブ取引 (注)2	(109)	(109)	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価(注)3	差額
現金及び預金	3,685	3,685	-
受取手形及び売掛金	(注)1 65,514	65,514	-
投資有価証券 (注)4			
その他有価証券	16,744	16,744	-
資産合計	85,944	85,944	-
支払手形及び買掛金	54,346	54,346	-
短期借入金	10,695	10,695	-
預り金	20,442	20,442	-
社債	45,000	45,968	968
長期借入金	44,761	45,352	590
負債合計	175,246	176,805	1,558
デリバティブ取引 (注)2	20	20	-

(注) 1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で示すこととしております。

3 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該金額によっております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

支払手形及び買掛金、 短期借入金、 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。

- 4 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。非上場株式の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	4,699	4,494

- 5 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,139	-	-	-
受取手形及び売掛金	61,612	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(国債・地方債等)	-	-	-	-
合計	71,751	-	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,685	-	-	-
受取手形及び売掛金	65,514	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(国債・地方債等)	-	-	-	-
合計	69,200	-	-	-

- 6 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,077	-	-	-	-	-
社債	-	5,000	-	-	-	30,000
長期借入金	7,692	8,626	7,784	6,291	5,447	9,713
合計	15,770	13,626	7,784	6,291	5,447	39,713

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,695	-	-	-	-	-
社債	5,000	-	-	-	-	40,000
長期借入金	9,486	8,645	7,153	6,309	5,764	7,402
合計	25,181	8,645	7,153	6,309	5,764	47,402

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

該当ありません。

2 満期保有目的の債券

該当ありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	17,451	5,145	12,305
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
小計	17,451	5,145	12,305
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	270	308	38
小計	270	308	38
合計	17,721	5,454	12,266

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 651百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	16,431	5,014	11,417
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
小計	16,431	5,014	11,417
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	312	361	48
小計	312	361	48
合計	16,744	5,375	11,368

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 618百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	250	97	3
合計	250	97	3

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	381	266	-
合計	381	266	-

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券について、当連結会計年度は、0百万円(子会社株式 - 百万円、その他有価証券0百万円)、前連結会計年度は、46百万円(子会社株式 - 百万円、その他有価証券46百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2	-	0	0

(注) 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	47	-	0	0
	通貨スワップ取引 受取日本円・ 支払ユーロ	4,589	4,589	32	32

(注) 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	18,735	15,328	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	18,572	14,232	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建	予定取引			
	米ドル		2,082	-	45
	豪ドル		3,089	-	63
	合計		5,171	-	109

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建	予定取引			
	米ドル		1,051	-	12
	豪ドル		2,408	-	23
	合計		3,459	-	11

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度(キャッシュバランスプラン)及び退職一時金制度を設けております。

また、当社において規約型確定給付企業年金制度に対し退職給付信託を設定しております。

なお、連結子会社は、主に簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	25,280百万円	26,626百万円
勤務費用	1,514	1,599
利息費用	65	71
数理計算上の差異の当期発生額	381	169
退職給付の支払額	615	747
その他	-	197
退職給付債務の期末残高	26,626	27,917

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	12,648百万円	13,496百万円
期待運用収益	290	310
数理計算上の差異の当期発生額	151	173
事業主からの拠出額	642	545
退職給付の支払額	236	372
年金資産の期末残高	13,496	13,807

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	4,333百万円	4,385百万円
退職給付費用	423	388
退職給付の支払額	347	297
制度への拠出額	38	34
その他	13	211
退職給付に係る負債の期末残高	4,385	4,230

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	12,056百万円	12,514百万円
年金資産	14,063	14,391
	2,006	1,877
非積立型制度の退職給付債務	19,521	20,218
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	17,514	18,340
退職給付に係る負債	19,521	20,218
退職給付に係る資産	2,006	1,877
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	17,514	18,340

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	1,514百万円	1,599百万円
利息費用	65	71
期待運用収益	290	310
数理計算上の差異の費用処理額	65	84
過去勤務費用の費用処理額	21	21
簡便法で計算した退職給付費用	423	388
確定給付制度に係る退職給付費用	1,799	1,854

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	21百万円	21百万円
数理計算上の差異	165	259
合計	144	238

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	256百万円	235百万円
未認識数理計算上の差異	3,066	3,325
合計	3,322	3,561

(8) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式	42.4%	41.0%
債券	31.2	32.4
一般勘定	14.5	14.9
オルタナティブ (注)	9.1	9.0
その他	2.8	2.7
合計	100.0	100.0

(注) オルタナティブの主なものは、ヘッジファンド及び不動産であります。

(9) 長期期待運用収益率の設定に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(10) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.3%	0.3%
長期期待運用収益率	2.3	2.3
予想昇給率	4.2～10.8	4.2～11.3

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費	51	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2008年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 23,400株	普通株式 21,200株
付与日	2007年8月13日	2008年8月12日
権利確定条件	1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。 2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。 (1) 新株予約権者が2026年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2026年8月14日から2027年8月13日 (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。	1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。 2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。 (1) 新株予約権者が2027年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2027年8月13日から2028年8月12日 (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
対象勤務期間	2007年8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	2008年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	2007年8月14日から2027年8月13日まで	2008年8月13日から2028年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 23,000株	普通株式 23,000株
付与日	2009年8月12日	2010年8月12日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。 2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権者が2028年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2028年8月13日から2029年8月12日 (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。 2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権者が2029年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2029年8月13日から2030年8月12日 (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日または決議日の翌日から15日間 3 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
対象勤務期間	2009年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	2010年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	2009年8月13日から2029年8月12日まで	2010年8月13日から2030年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名	当社取締役 10名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 23,000株	普通株式 23,000株
付与日	2011年8月12日	2012年8月13日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が2030年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2030年8月13日から2031年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が2031年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2031年8月14日から2032年8月13日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	2011年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	2012年8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	2011年8月13日から2031年8月12日まで	2012年8月14日から2032年8月13日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 20,400株	普通株式 20,400株
付与日	2013年8月12日	2014年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が2032年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2032年8月13日から2033年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が2033年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2033年8月13日から2034年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	2013年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	2014年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	2013年8月13日から2033年8月12日まで	2014年8月13日から2034年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 20,800株	普通株式 15,200株
付与日	2015年8月12日	2016年8月12日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。 2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権者が2034年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2034年8月13日から2035年8月12日 (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。 2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権者が2035年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2035年8月13日から2036年8月12日 (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
対象勤務期間	2015年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	2016年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	2015年8月13日から2035年8月12日まで	2016年8月13日から2036年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 13,000株
付与日	2017年8月14日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が2036年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2036年8月15日から2037年8月14日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	2017年8月14日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	2017年8月15日から2037年8月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年ス ストック・ オプション	2008年ス ストック・ オプション	2009年ス ストック・ オプション	2010年ス ストック・ オプション	2011年ス ストック・ オプション	2012年ス ストック・ オプション	2013年ス ストック・ オプション	2014年ス ストック・ オプション	2015年ス ストック・ オプション	2016年ス ストック・ オプション
権利確定前 (株)										
前連結会計年度末	5,000	5,000	5,800	5,800	5,400	6,000	8,000	8,400	15,600	15,200
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	5,000	5,000	5,800	5,800	5,400	6,000	8,000	8,400	15,600	15,200
権利確定後 (株)										
前連結会計年度末	-	-	-	-	3,400	3,400	4,600	6,600	5,200	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	3,400	1,400	2,400	2,600	2,000	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	2,000	2,200	4,000	3,200	-

	2017年ス ストック・ オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	13,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	13,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	2007年ス tock・ オプション	2008年ス tock・ オプション	2009年ス tock・ オプション	2010年ス tock・ オプション	2011年ス tock・ オプション	2012年ス tock・ オプション	2013年ス tock・ オプション	2014年ス tock・ オプション	2015年ス tock・ オプション	2016年ス tock・ オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	3,668	3,560	3,441	3,388	3,560	-
付与日における公正 な評価単価(円)	1,950	1,230	1,615	1,335	1,350	1,110	1,205	1,535	2,520	3,255

	2017年ス tock・ オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正 な評価単価(円)	3,990

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しており
 ます。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金(注) 2	1,356百万円	1,064百万円
退職給付に係る負債	4,249	4,478
退職給付信託	272	272
未払賞与	1,824	1,849
その他有価証券等時価会計評価損	369	605
未払費用	1,596	1,415
未実現利益消去	1,642	1,891
減価償却費	439	518
繰延資産	73	51
貸倒引当金	178	174
減損損失	745	767
その他	2,229	2,200
繰延税金資産小計	14,979	15,290
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	-	912
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	1,855
評価性引当額小計	2,961	2,768
繰延税金資産合計	12,018	12,521
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	3,976	3,883
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	649	649
その他有価証券評価差額金	3,784	3,503
その他	15	64
繰延税金負債合計	8,426	8,100
繰延税金資産の純額(注) 1	3,591	4,421

(注) 1 繰延税金資産の純額は、連結財務諸表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	3,947	4,793
固定負債 - その他	355	372

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	30	18	-	5	21	988	1,064 百万円
評価性引当額	30	18	-	5	21	837	912 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	151	(b) 151 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,064百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産151百万円を計上しております。

当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連結財務諸表提出会社の法定実効税率 (調整)	30.9%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.5%	0.6%
住民税均等割等	0.7%	0.8%
評価性引当額	3.4%	1.0%
試験研究費等税額控除	1.1%	1.3%
負ののれん償却額	0.2%	0.2%
段階取得に係る差益	0.8%	- %
その他	0.5%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%	29.9%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要及び金額の算定方法

定期借地権契約に伴う原状回復義務及びアスベストを除去する義務に関し資産除去債務を計上しております。
 資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は3年から50年、割引率は0.6%から2.3%を使用しております。

ロ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	285百万円	287百万円
時の経過による調整額	2	2
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	287	289

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は843百万円(賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は808百万円(賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	27,419	26,771
期中増減額	648	592
期末残高	26,771	26,179
期末時価	35,014	36,318

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2 期中増減額のうち、前連結会計年度には賃貸割合減少による減少(569百万円)が含まれており、当連結会計年度には減価償却による減少(353百万円)が含まれております。
 3 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために独立した財務情報を把握している構成単位で、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当社グループは製品・サービス別の各事業を基礎とした事業セグメントから構成されており、その中から「食品事業」を報告セグメントとしております。

「食品事業」では主に市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料などの製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	571,064	21,023	592,087	-	592,087
セグメント間の 内部売上高又は振替高	340	8,798	9,138	9,138	-
計	571,404	29,821	601,226	9,138	592,087
セグメント利益	29,315	2,719	32,035	10,350	21,684
セグメント資産	340,222	51,773	391,995	22,827	414,823
その他の項目					
減価償却費	16,539	695	17,234	285	17,519
のれんの償却額	133	-	133	-	133
持分法適用会社への投資額	1,935	-	1,935	-	1,935
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	24,754	436	25,190	338	25,529

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	563,588	19,994	583,582	-	583,582
セグメント間の 内部売上高又は振替高	330	10,260	10,590	10,590	-
計	563,918	30,254	594,173	10,590	583,582
セグメント利益	30,486	2,675	33,162	10,830	22,331
セグメント資産	364,065	51,925	415,990	16,265	432,256
その他の項目					
減価償却費	16,999	611	17,610	281	17,892
のれんの償却額	133	-	133	-	133
持分法適用会社への投資額	1,761	-	1,761	-	1,761
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	39,777	324	40,102	476	40,578

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸などが含まれております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	1,150	1,537
全社費用	9,200	9,293
合計	10,350	10,830

全社費用は、主に事業セグメントに配賦していない一般管理費であります。

(2) セグメント資産

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	5,851	6,453
全社資産	28,679	22,719
合計	22,827	16,265

全社資産は、主に事業セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額は、主に本社設備等に係る償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社設備等に係る投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ドイツ	その他	合計
204,672	27,840	158	232,671

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)セブン イレブン・ジャパン	65,521	食品

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ドイツ	その他	合計
225,479	26,504	146	252,130

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)セブン イレブン・ジャパン	64,070	食品

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	-

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	286	-	-	286

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	133	-	-	133
当期末残高	296	-	-	296

なお、2010年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	140	1	-	141
当期末残高	791	6	-	797

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	133	-	-	133
当期末残高	162	-	-	162

なお、2010年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	139	1	-	141
当期末残高	651	5	-	656

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮原 道夫			当社代表 取締役社長	(被所有) 直接0.0		金銭報酬債 権の現物出 資(注)	10		

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	3,184.08円	3,384.81円
1株当たり当期純利益	319.01円	283.35円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	318.27円	282.70円

- (注) 1 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	15,781	14,017
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	15,781	14,017
期中平均株式数(千株)	49,469	49,470
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	115	114
(うち新株予約権(千株))	(115)	(114)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(連結子会社の固定資産(信託受益権)の譲渡について)

当社は、2019年4月11日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の連結子会社であるエム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社の所有する固定資産(信託受益権)を譲渡することを決議いたしました。

(1)譲渡の理由

JR田町駅西口に所在する森永プラザビルの資産価値最大化および地域との共生に向けて、従前から検討しておりましたが、さらに連携を図るため当該信託受益権を譲渡するものであります。

(2)譲渡資産の内容

資産の内容および所在地	森永プラザビル 東京都港区芝五丁目33番1号 土地 6,137.38㎡ 建物 47,270.96㎡
譲渡割合	50.1% (譲渡後エム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社持分49.9%)
譲渡価額	(注1)
帳簿価額	(注1)
譲渡益(予定)	70億円 (注2)
現況	自社使用および賃貸中

(注1)譲渡価額、帳簿価額については、譲渡先との取決めにより開示を控えさせていただきます。

(注2)譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額と譲渡に係る費用等の見積額を控除した概算額です。

(3)譲渡先

三井不動産株式会社

(4)譲渡の日程

取締役会決議日 2019年4月11日
 契約締結日 2019年4月11日
 引渡期日 2019年12月3日(予定)

(5)今後の見通し

当該固定資産の譲渡に伴う2019年3月期連結決算への影響はありません。

2020年3月期第3四半期連結決算において、固定資産売却益として約70億円の特別利益が発生する見込みであります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
		年 月 日					年 月 日
当社	第12回無担保社債	2014.5.8	5,000	5,000 (5,000)	年 0.32	無担保社債	2019.5.8
当社	第13回無担保社債	2014.5.8	10,000	10,000	年 0.88	無担保社債	2024.5.8
当社	第14回無担保社債	2015.12.10	10,000	10,000	年 0.77	無担保社債	2025.12.10
当社	第15回無担保社債	2017.7.24	10,000	10,000	年 0.37	無担保社債	2027.7.23
当社	第16回無担保社債	2018.9.14	-	10,000	年 0.40	無担保社債	2028.9.14
合計			35,000 (-)	45,000 (5,000)			

(注) 1 連結決算日後5年間の償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
5,000	-	-	-	-

2 当期首残高及び当期末残高の()内は、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,077	10,695	0.47	
1年以内に返済予定の長期借入金	7,692	9,486	0.70	
1年以内に返済予定のリース債務	1,335	1,215	-	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	37,864	35,275	0.68	2020年～2027年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,100	2,016	-	
その他有利子負債				
コマーシャル・ペーパー	-	5,000	0.01	
その他	9,195	9,383	1.01	
合計	66,266	73,072		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	8,645	7,153	6,309	5,764
リース債務	777	542	341	168

4 「その他有利子負債」の「その他」は営業保証金等であり、連結決算日後5年以内における返済予定額は、その金額を確定できないため記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	150,479	311,411	456,571	583,582
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	6,289	14,293	19,766	20,230
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,979	9,607	13,624	14,017
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	80.46	194.20	275.38	283.35

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	80.46	113.74	81.18	7.96

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,766	616
受取手形	6,967	6,969
売掛金	53,444	55,519
商品及び製品	35,444	37,465
半製品	47	32
原材料	9,232	9,599
貯蔵品	2,364	2,726
前払費用	864	722
短期貸付金	18,988	8,724
立替金	6,813	6,755
その他	8,176	3,967
貸倒引当金	1,678	1,594
流動資産合計	140,432	125,505
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 36,634	1 36,947
構築物	4,865	5,999
機械及び装置	40,732	45,078
車両運搬具	3	2
工具、器具及び備品	2,503	2,766
土地	1 38,330	1 38,204
リース資産	1,176	1,155
建設仮勘定	7,593	24,201
有形固定資産合計	131,839	154,357

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
無形固定資産		
借地権	3,321	3,321
ソフトウェア	1,159	1,899
リース資産	137	62
電話加入権	110	110
その他	1,182	807
無形固定資産合計	5,911	6,201
投資その他の資産		
投資有価証券	15,445	14,467
関係会社株式	11,547	10,706
出資金	55	55
関係会社出資金	27,653	27,523
長期貸付金	11,538	24,034
長期前払費用	579	669
前払年金費用	2,262	2,446
繰延税金資産	-	361
粉乳中毒救済基金(特定包括信託)	2 3,001	2 3,003
その他	1 1,643	1 1,679
貸倒引当金	40	50
投資その他の資産合計	73,687	84,897
固定資産合計	211,438	245,456
資産合計	351,871	370,961
負債の部		
流動負債		
支払手形	0	-
買掛金	46,801	44,922
電子記録債務	6 5,250	5,511
短期借入金	-	2,900
1年内返済予定の長期借入金	1 5,884	1 7,853
コマーシャル・ペーパー	-	5,000
1年内償還予定の社債	-	5,000
リース債務	544	439
未払金	13,802	14,745
未払費用	26,824	24,456
未払法人税等	4,126	2,018
前受金	69	70
預り金	59,034	56,834
その他	-	0
流動負債合計	162,340	169,753

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
固定負債		
社債	35,000	40,000
長期借入金	1 30,354	1 29,599
リース債務	974	813
繰延税金負債	14	-
退職給付引当金	12,069	12,795
資産除去債務	95	95
その他	632	738
固定負債合計	79,141	84,043
負債合計	241,481	253,796
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,731
資本剰余金		
資本準備金	19,478	19,505
資本剰余金合計	19,478	19,505
利益剰余金		
利益準備金	3,529	3,529
その他利益剰余金		
配当引当積立金	5,200	7,500
固定資産圧縮積立金	8,866	8,668
別途積立金	26,300	34,800
繰越利益剰余金	18,355	15,219
利益剰余金合計	62,251	69,716
自己株式	573	686
株主資本合計	102,860	110,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,281	6,668
評価・換算差額等合計	7,281	6,668
新株予約権	247	229
純資産合計	110,389	117,165
負債純資産合計	351,871	370,961

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	440,554	430,363
売上原価	326,961	321,742
売上総利益	113,592	108,620
販売費及び一般管理費	¹ 99,239	¹ 95,322
営業利益	14,353	13,298
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,427	3,622
雑収入	² 1,958	² 1,537
営業外収益合計	5,386	5,160
営業外費用		
支払利息	736	676
雑損失	325	770
営業外費用合計	1,061	1,447
経常利益	18,678	17,011
特別利益		
固定資産売却益	2,839	29
投資有価証券売却益	97	245
受取保険金	251	107
その他	2	0
特別利益合計	3,191	382
特別損失		
関係会社株式評価損	-	840
固定資産処分損	1,521	525
公益財団法人ひかり協会負担金	³ 1,674	³ 1,710
減損損失	-	278
災害による損失	212	250
その他	42	258
特別損失合計	3,451	3,864
税引前当期純利益	18,417	13,529
法人税、住民税及び事業税	4,936	3,698
法人税等調整額	101	111
法人税等合計	4,834	3,586
当期純利益	13,583	9,943

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金					
						配当引当 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,555	20,800	12,810	50,895	
当期変動額											
新株の発行											
固定資産圧縮積立金の 取崩							474		474	-	
固定資産圧縮積立金の 積立							785		785	-	
配当引当積立金の積立											
別途積立金の積立								5,500	5,500	-	
剰余金の配当									2,226	2,226	
当期純利益									13,583	13,583	
自己株式の取得											
自己株式の処分			0	0							
利益剰余金から資本剰 余金への振替			0	0					0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	310	5,500	5,545	11,356	
当期末残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,866	26,300	18,355	62,251	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	543	91,533	6,358	6,358	200	98,092
当期変動額						
新株の発行		-				-
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の 積立		-				-
配当引当積立金の積立		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		2,226				2,226
当期純利益		13,583				13,583
自己株式の取得	37	37				37
自己株式の処分	8	7				7
利益剰余金から資本剰 余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			922	922	47	969
当期変動額合計	29	11,327	922	922	47	12,297
当期末残高	573	102,860	7,281	7,281	247	110,389

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金					
						配当引当 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,866	26,300	18,355	62,251	
当期変動額											
新株の発行	27	27		27							
固定資産圧縮積立金の 取崩							250		250	-	
固定資産圧縮積立金の 積立							51		51	-	
配当引当積立金の積立						2,300			2,300	-	
別途積立金の積立								8,500	8,500	-	
剰余金の配当									2,473	2,473	
当期純利益									9,943	9,943	
自己株式の取得											
自己株式の処分			4	4							
利益剰余金から資本剰 余金への振替			4	4					4	4	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	27	27	-	27	-	2,300	198	8,500	3,136	7,465	
当期末残高	21,731	19,505	-	19,505	3,529	7,500	8,668	34,800	15,219	69,716	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	573	102,860	7,281	7,281	247	110,389
当期変動額						
新株の発行		54				54
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の 積立		-				-
配当引当積立金の積立		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		2,473				2,473
当期純利益		9,943				9,943
自己株式の取得	135	135				135
自己株式の処分	22	18				18
利益剰余金から資本剰 余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			613	613	18	631
当期変動額合計	113	7,407	613	613	18	6,775
当期末残高	686	110,267	6,668	6,668	229	117,165

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ

時価法

(2) 特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、販売可能期間の見積り(3年)に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により均等償却を行っております。

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

(3) ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

7 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

8 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」3,188百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」14百万円に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

「特別利益」の「受取保険金」の表示方法は、従来、損益計算書上、「特別利益」の「その他」(前事業年度254百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「特別利益」の「受取保険金」(当事業年度107百万円)として表示しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
土地	34百万円	34百万円
建物	9,925	10,404
その他(投資その他の資産)	10	10
合計	9,969	10,448

なお、その他(投資その他の資産)は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
長期借入金 (一年以内返済予定含む)	2,332百万円	1,499百万円

2 粉乳中毒事件に関連し、1974年6月より設定しているもので、被災者救済事業資金の支出を確実にするための基金であります。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	52,987百万円	42,512百万円
長期金銭債権	11,867	24,359
短期金銭債務	58,053	61,050

4 保証債務

関係会社の銀行借入等に対し、保証予約を行っております。

保証予約

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	688百万円	669百万円

5 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行(前事業年度は15行)との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当事業年度末において借入は実行しておりません。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
コミットメントラインの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	20,000	20,000

6 期末日満期手形及び電子記録債務

期末日満期手形及び電子記録債務の処理については手形交換日等をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債務が年度末残高に含まれておりません。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	323百万円	332百万円
電子記録債務	607 "	672 "

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度82%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度18%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
拡売費	46,851百万円	43,505百万円
広告宣伝費	6,355	5,423
運送費・保管料	14,055	13,775
従業員給料・賞与	15,447	15,757
福利厚生費	2,921	3,036
減価償却費	1,496	1,575
貸倒引当金繰入額	6	3

- 2 受取家賃などがあります。

- 3 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、1974年4月以降支出しております。

- 4 関係会社との取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関係会社に対する売上高	139,508百万円	137,920百万円
関係会社からの仕入高	115,414	114,518
関係会社との営業取引以外の取引高	9,861	13,334

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,032百万円、関連会社株式2,674百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,032百万円、関連会社株式3,514百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	3,043百万円	3,222百万円
退職給付信託	272	272
その他有価証券等時価会計評価損	1,650	1,891
未払賞与	1,374	1,384
未払費用	1,345	1,135
減価償却費	294	376
繰延資産	62	40
貸倒引当金	526	503
減損損失	559	579
その他	854	794
繰延税金資産小計	9,985	10,199
評価性引当額	2,911	3,102
繰延税金資産合計	7,073	7,097
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	3,913	3,825
その他有価証券評価差額金	3,174	2,909
その他	0	0
繰延税金負債合計	7,088	6,735
繰延税金資産の純額	14	361

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	4.6%
住民税均等割等	0.5%	0.7%
試験研究費等税額控除	1.4%	2.0%
評価性引当額	0.8%	1.4%
その他	0.4%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.2%	26.5%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	88,619	2,990	608 (45)	2,556	91,001	54,053
	構築物	14,440	1,564	115 (0)	400	15,889	9,889
	機械及び装置	196,082	11,518	6,669 (105)	6,680	200,930	155,852
	車両運搬具	38	0	3 (-)	0	35	32
	工具、器具及び備品	9,922	1,031	525 (0)	727	10,429	7,662
	土地	38,330	-	126 (126)	-	38,204	-
	リース資産	3,321	433	576 (-)	453	3,178	2,023
	建設仮勘定	7,593	33,275	16,666 (-)	-	24,201	-
	計	358,347	50,813	25,290 (278)	10,818	383,871	229,513
無形固定資産	借地権	3,321	-	- (-)	-	3,321	-
	ソフトウェア	2,812	1,368	6 (-)	627	4,174	2,274
	電話加入権	110	-	- (-)	-	110	-
	リース資産	685	28	467 (-)	103	247	184
	その他	1,409	775	1,144 (-)	6	1,040	233
	計	8,339	2,172	1,617 (-)	737	8,894	2,692

- (注) 1 機械及び装置の増加のうち、主なものは神戸工場(3,598百万円)、別海工場(2,469百万円)、東京多摩工場(1,590百万円)であり、減少のうち、主なものは利根工場(3,054百万円)、東京工場(1,258百万円)であります。
- 2 建設仮勘定の増加のうち、主なものは利根工場(21,224百万円)、神戸工場(3,440百万円)、東京多摩工場(2,457百万円)であり、減少のうち、主なものは神戸工場(4,076百万円)、別海工場(3,453百万円)であります。
- 3 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
- 4 当期首残高及び当期末残高につきましては、取得価額にて記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,718	1,644	1,718	1,644

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 ホームページアドレス https://www.morinagamilk.co.jp/ir/stock/publish.html
株主に対する特典	毎年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、保有株式数に応じて当社製品をお届けいたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利および当社定款に定める単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第95期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及びその添付書類			2018年6月29日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。		2018年7月2日 関東財務局長に提出。
(4) 発行登録書(社債)			2018年7月3日 関東財務局長に提出。
(5) 四半期報告書及び確認書	(第96期第1四半期)	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	2018年8月8日 関東財務局長に提出。
(6) 発行登録追補書類(社債)			2018年9月7日 関東財務局長に提出。
(7) 四半期報告書及び確認書	(第96期第2四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月5日 関東財務局長に提出。
(8) 四半期報告書及び確認書	(第96期第3四半期)	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月7日 関東財務局長に提出。
(9) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書であります。		2019年4月11日 関東財務局長に提出。
(10) 訂正発行登録書(社債)			2019年4月11日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月26日

森永乳業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 光 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 重 義

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森永乳業株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、森永乳業株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

森永乳業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 光 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 重 義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。